

小分野 2-(1)-①

母子保健

基本計画

4年後のまち

- ① パートナーや家族の妊娠・出産に対する理解が広がり、安心して妊娠・出産にのぞめる妊婦が増えている。
- ② 健診等の制度や地域の活動を利用することで、子どもがより一層健康で、すくすくと育っている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 妊婦とそのパートナーは妊娠中の身体の変化や胎児の成長について学ぶ。
- ② 周りの人（特に夫）は、妊娠・出産による心身の変化に配慮する。
- ③ 妊婦は禁煙・禁酒を心がけるとともに、周囲の人は妊婦の受動喫煙防止に配慮する。
- ④ 保護者は自分自身と子への健康に関心を持つ。
- ⑤ 健康診査（妊婦・乳幼児）を受け健康状態を把握しておく。
- ⑥ 予防接種を受け、疾病予防に努める。

市民2人以上でできること

- ① 母子保健推進ボランティアとして、地域の母子保健推進に努める。

事業者でできること

- ① 雇用者は、雇用している妊婦への配慮を行う。
- ② 子どもの健診や予防接種を受けやすい就業環境の整備を進める。

行政の4年間の主な取組

- ① 働く妊婦や母親に対し、利用できる制度の情報提供を行います。（健康課）
- ② 妊娠・出産・子育てに関する知識、技術を習得する機会や情報の提供を行います。（健康課）
- ③ 父親の母親に対する精神的支援や理解の必要性の啓発を行います。（健康課）
- ④ 妊産婦・新生児訪問や妊婦健康診査を実施します。（健康課）
- ⑤ 未熟児への支援のため、産科医療機関との連携を強化します。（健康課）
- ⑥ 不育症の助成制度の創設を検討するとともに、相談体制の検討を行います。（健康課）No.33
- ⑦ 母子保健推進ボランティアの能力向上のための研修等を行います。（健康課）
- ⑧ 疾病の早期発見、早期治療、障害がいの早期発見などを行うため、乳幼児健康診査を実施します。また、健診の事後フォローとして、親子教室での集団支援、個別発達相談及び幼稚園、保育園への施設支援を実施します。（健康課）No.19
- ⑨ 疾病予防のために、予防接種を実施します。（健康課）
- ⑩ 健診未受診者の追跡システムを構築し、医療機関その他関係機関との連携の強化を図ります。（健康課）
- ⑪ 発達や育児への不安の解消等、親への支援と子どもの健全な育成のため、子育て・発達相談及び家庭訪問を実施します。（健康課）
- ⑫ 子育てに関する知識、技術を習得する機会や交流の場の提供を行います。（健康課）
- ⑬ 障がい児や発達に遅れのある子どもの医療機関や児童福祉施設等との連携による早期療育や相談体制の充実を図ります。（障がい福祉課）No.19

小分野 2-(1)-①

母子保健

資料

現状と課題

安心して妊娠・出産でき、またこれからの未来を担う子どもたちが健やかに育っていきける環境をつくることは、市の重要な役割です。

本市では、母体や胎児の健康保持と増進のため、妊婦一般健康診査の公費負担の実施や、よい育児環境をつくるための基盤づくりを行うため、パパ・ママ教室、パパ講座等を実施しています。

また、乳幼児の健康保持のため、乳幼児健康診査・訪問指導・育児教室等の実施や、発育や育児に対する不安の解消を図るため、子育て相談を行うとともに、地域の中で親子の健やかな成長を支援する母子保健推進ボランティアの育成にも取り組んでいます。

一方、最近では、産後うつ、育児放棄、虐待等の問題が生じていることへの対策が必要となっています。

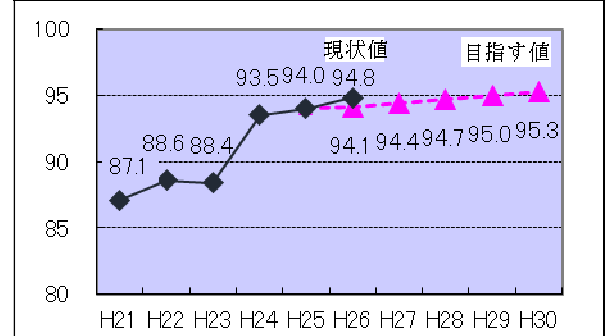
今後さらに子どもを安心して産み育てることのできる環境を目指して、母子保健についての意識啓発や健康診査、相談事業等の充実を図るとともに、未熟児への支援等、新たな取組を行っていくことが求められています。

具体的な事業

- ① 母子健康手帳交付（健康課）
- ② パパママ教室・パパ講座（健康課）
- ③ パパ講座、父子手帳交付（健康課）
- ④ 妊婦一般健康診査、妊産婦・新生児訪問指導事業（健康課）
- ⑤ 未熟児訪問指導事業（健康課）
- ⑥ 不育症治療費助成事業（健康課）No.33
- ⑦ 母子保健推進員研修会（健康課）
- ⑧ 乳幼児健康診査事業（健康課）No.19
- ⑨ 親子教室での集団支援、個別発達相談（健康課）幼稚園、保育園への施設支援事業（健康課）No.19
- ⑩ 各種予防接種事業（健康課）
- ⑪ 乳幼児健康診査事業（健康課）
- ⑫ 乳幼児訪問指導事業、各種育児相談（健康課）
- ⑬ 各種育児教室（健康課）
- ⑭ 障がい児相談支援事業（障がい福祉課）No.19

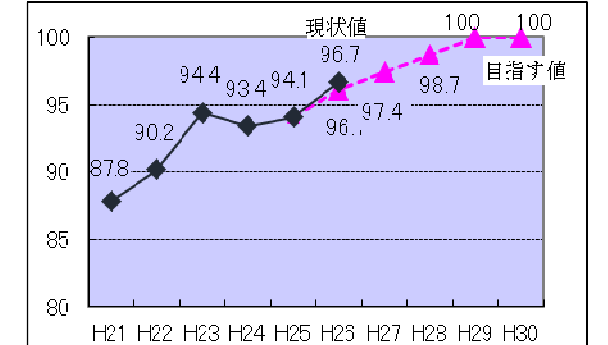
指標

① 妊娠11週以前での妊娠届出率(%)



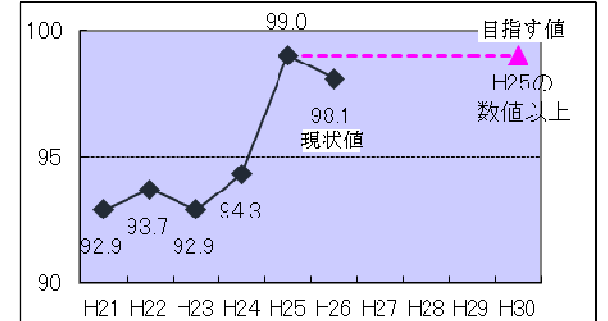
【この指標について】 妊娠届出総数に対する11週以前での妊娠届出数の割合。できるだけ早期に妊娠届出を行うよう啓発を行い、妊娠初期から母体及び胎児の健康管理の機会をつくることを目指します。（健康課）

② 1 新生児・乳児訪問の実施率(%)



【この指標について】 新生児訪問やこんにちは赤ちゃん事業など乳児期に行った、保健師・助産師訪問の実施率。出産後の不安を抱えやすい時期に、専門職による訪問を行うことで、育児に関する知識の普及や不安の解消を図り、母親の心身の健康状態の安定を図ります。（健康課）

② 2 乳幼児健診受診率(%)



【この指標について】 乳幼児健診の平均受診率。健診体制の見直しを行った(平成24年)ことにより、更なる受診率向上を目指します。（健康課）

小分野 2-(1)-②

保育サービス 【重点分野】

基本計画

4年後のまち

- ① 子どもの安全が確保され、子育てと仕事を両立させたい家庭やひとり親家庭が安心して就労できる環境が整えられている。
- ② 保育サービスが充実し、必要なときに必要なサービスが受けられている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 学童保育*1の運営に対し、保護者会活動等により積極的に関わる。
- ② 1 保育所、学童保育の利用に際して応分の保育料を負担する。

市民2人以上でできること

- ② 1 保育所と地域のふれあい事業にボランティアとして参加する。
- ② 2 学童保育児童の登下校時の見守りによる安全確保への支援を行う。

事業者でできること

- ① 1 関係機関として、子育て支援への取組を図る。
- ① 2 子育てと仕事を両立しやすい環境を整備する。
- ② 1 保護者のニーズにあった保育を実施する。
- ② 2 保育士の資質・能力の向上を図る。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 保育所と地域のふれあい事業へのボランティア参加の啓発や情報提供など、保育所と地域との積極的な交流を実施します。(こども課)
- ① 2 学童保育児童の安全確保や地域行事参加への協力を得るため、地域住民への学童保育制度の周知を図ります。(教育総務課)
- ① 3 保育所に入所している子どもの就学に向けて、幼稚園・学校との積極的な連携を図ります。(こども課)
- ① 4 保育士・学童保育指導員の資質の向上を図るための研修を実施します。(こども課・教育総務課)
- ② 1 適正な保育サービスが提供されるよう保育事業者に対して指導・支援を行います。(こども課)
- ② 2 より円滑な学童保育運営を図るために、保護者・学校との連携を図ります。(教育総務課)
- ② 3 多様化する保育ニーズに対応するとともに、就学前教育の充実を図るために、幼保一体化の検討を進めます。(こども課)
- ② 4 保護者のニーズに合わせた延長保育、一時預かり保育、休日保育、病児・病後児保育を実施するとともに、さらなる保育サービスの充実に向けての検討を行います。(こども課) No.37
- ② 5 学童保育の適正規模を維持するとともに、安全かつ衛生的で快適な保育環境の確保を図ります。(教育総務課)
- ② 6 増加する保育事業に対応するため、保育所整備を行います。(こども課) No.34
- ② 7 駅前空き店舗等を利用した小規模保育事業を検討します。(こども課) No.36

小分野 2-(1)-②

保育サービス 【重点分野】

資料

現状と課題

共働き世帯やひとり親の家庭にとって保育サービスの充実、仕事と子育てを両立させるため、非常に重要であり、保育時間の延長など保護者からのニーズも多様化しています。

本市では、待機児童の解消対策として平成20年2月以降に8園の私立保育所が新たに開所し、884名の定数が増加しましたが、待機児童問題の解消はできていません。また、一時預かり、延長保育、休日保育や病児・病後児保育の実施など多様なニーズに対応した保育サービスの充実が求められています。

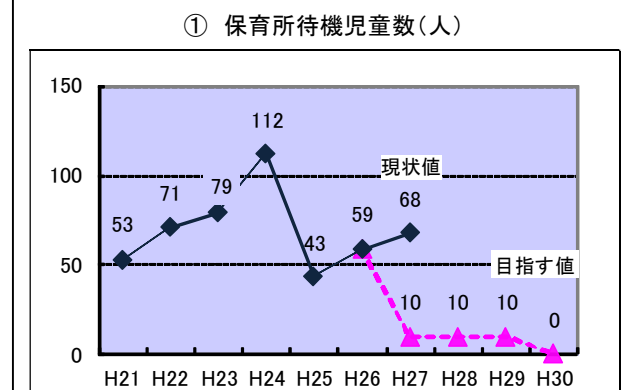
学童保育についても快適な保育環境を確保するため、学童保育施設の整備や指導員の資質の向上を図っていく必要があります。

今後も、仕事と子育てが両立できる環境を整備していくため、保護者のニーズを把握していくとともに、地域や幼稚園・学校との連携を強化し、効率的で効果的な保育サービスを行っていくことが必要です。

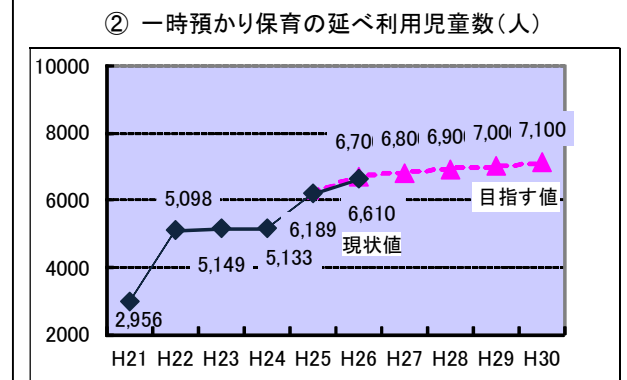
具体的な事業

- ① 1 はとぼっぼ公園清掃事業 (こども課)
- ① 2 公私立保育所の園庭開放 (こども課)
- ① 3 民生児童委員との連携事業 (教育総務課)
- ① 4 就学前教育相談事業 (こども課)
- ① 4 放課後児童クラブ職員研修事業 (教育総務課)
- ② 1 保育士職員研修の充実 (こども課)
- ② 1 私立保育所運営費等補助事業 (こども課)
- ② 2 学童保育運営事業 (教育総務課)
- ② 3 (仮称)南こども園整備事業 (こども課)
- ② 3 (仮称)高山認定こども園整備事業の促進 (こども課)
- ② 4 特別保育実施事業 (こども課) No.37
- ② 5 学童保育施設整備事業 (教育総務課)
- ② 6 保育所緊急整備事業 (こども課)
- ② 6 北部地区の保育所整備事業 (こども課) No.34
- ② 7 駅前空き店舗等を利用した小規模保育事業の検討 (こども課) No.36

指標



【この指標について】保育所入所申込者のうち、保育所に入所できなかった児童数(4月1日現在)。子育て家庭を取り巻く環境や就労の動向を考慮しながら、待機児童の減少を目指します。(こども課)



【この指標について】家庭において一時的に保育が困難になった乳幼児について、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行うことにより、在宅で保育を行っている家庭等を支援します。(こども課)

*1 学童保育:共働き家庭など保護者が昼間家庭にいない小学生(1年生~6年生)に対して、放課後の生活の場を提供する保育(施設)のこと。

小分野 2-(1)-③

子育て支援 【重点分野】

基本計画

4年後のまち

- ① 地域や社会が保護者に寄り添い、親の成長を支援することにより、子どものより良い育ちを実現している。
- ② 家庭、学校、地域、関係機関が連携し、子どもと子育ての環境を守ることにより、子育て家庭が安全に安心して暮らしている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 近隣同士がお互いに関心を持ち合う。
- ② 1 市の子育て支援や様々な行事に関心を持ち、積極的に活用、参加する。
- ② 2 父親も育児に参加する。

市民2人以上でできること

- ① 1 ボランティア養成講座等修了者が、市の開催する行事に積極的に関与する。
- ① 2 地域の中で、気軽に相談できる人材を育成する。
- ② 1 子育て家庭の孤立を防ぐため、民生・児童委員等による地域子育て支援ネットワークの充実を図る。
- ② 2 放課後、子どもが地域の学校で遊んだり活動したりするためのサポートを行う。

事業者でできること

- ② 1 従業員のワークライフバランス^{*1}を考え、育児休暇等の取得の促進等、子育てしやすい環境づくりに努める。
- ② 2 出産や育児のために退職した女性を積極的に再雇用する。
- ② 3 様々な分野・地域で子育てを応援する「なら子育て応援団^{*2}」へ、積極的に参加する。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 活動場所を含めて子育てサークルへの支援を充実するとともに、子育て負担の軽減を図ります。(子育て支援総合センター・環境事業課) No.39
- ① 2 ファミリー・サポート事業^{*3}における援助会員など、地域における子育て支援に関わる人材の確保に努めます。(子育て支援総合センター)
- ① 3 子育てに関する相談や情報提供を行います。(子育て支援総合センター・健康課)
- ① 4 ボランティア養成講座や子育て支援に関する研修会など、誰もが子育てに興味を持ち、参加できるような機会を拡大します。(子育て支援総合センター・健康課)
- ① 5 子育て支援総合センターを整備し、ひろば事業、地域子育て支援拠点事業及びファミリー・サポート事業等を一体的に提供することで、子育て支援体制の充実を図ります。(子育て支援総合センター)
- ① 6 ITを利用した子育て支援情報の発信や子育て支援総合センター実施事業の周知を図ります。(子育て支援総合センター・図書館) No.38
- ② 1 ワークライフバランスの実現を図るために、保育サービスの充実等、多様な働き方への支援を行います。(こども課)
- ② 2 子育てや家庭で心配なことなどの相談事業を実施するとともに、子育てに悩む人のメンタルケアができる人材の確保に努めます。(こどもサポートセンター)
- ② 3 育児教室など各種教室を行い、相談・交流の場を充実します。(子育て支援総合センター・健康課)
- ② 4 事業・施設の内容、利用の仕方、実施主体などが明記されたパンフレットを作成し、啓発に努めます。(子育て支援総合センター・こども課)
- ② 5 関係機関との連携を深めて、児童虐待の防止の啓発・発生予防・早期発見に努めます。(こどもサポートセンター) No.40
- ② 6 ひとり親家庭の生活の安定を図るため、経済的な支援を行うとともに、自立支援を促進します。(こども課)
- ② 7 子育て世代のニーズ調査を行い、ニーズに即したサービスの提供を図ります。(こども課)

小分野 2-(1)-③

子育て支援 【重点分野】

資料

現状と課題

核家族が増え、地域とのつながりの希薄化や、子育てする人の周りの理解・協力が不十分なことから、孤独な子育てによる悩みやストレス、不安が生じ、子どもの人権侵害である虐待も増加しています。

一方、子育てと仕事を両立していく家庭やひとり親家庭が増え、社会的にワークライフバランスが重要視されています。

本市では、子育て支援の拠点として、子育て支援総合センター等を設置し、子育て相談、ファミリー・サポート事業等を行っています。市立幼稚園では預かり保育も実施していますが、こうした教育面での子育て支援のニーズも高まっています。

今後は、さらに子育て支援拠点やサービスを充実させ、必要な時に必要なサービスを利用できるようにしていくことが課題となっています。また、広く子育てボランティアを募るなど、市民参加による取組を充実させ、地域全体で子育てしている家庭を支え合い、子どもの安全や人権を守る体制が必要です。

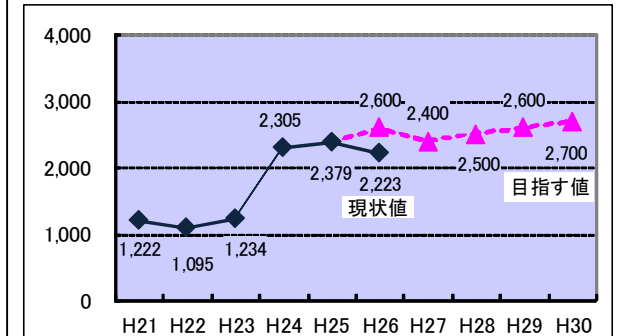
また、子どもが被害者となる犯罪・事故が増加しており、関係機関・団体・地域などの連携が必要です。

具体的な事業

- ① 1 子育てサークル活動支援事業(子育て支援総合センター) No.39
- ① 2 公共施設への子ども用不用品回収ボックス設置(環境事業課) No.39
- ① 3 ファミリーサポート事業(子育て支援総合センター)
- ① 4 各種育児相談事業(健康課)
- ① 5 ボランティア養成講座事業(子育て支援総合センター)
- ① 6 母子保健推進員研修会事業(健康課)
- ① 7 子育て支援総合センターの整備(子育て支援総合センター)
- ① 8 HPやモバイル版での子育て支援総合センター実施事業の周知と利用利便性の向上(子育て支援総合センター) No.38
- ① 9 推奨児童図書の一部オープンデータ化事業(図書館)
- ② 1 各種保育事業(こども課)
- ② 2 家庭児童相談室事業(こどもサポートセンター)
- ② 3 各種育児教室事業(健康課)
- ② 4 子育て応援パンフレット作成事業(子育て支援総合センター)
- ② 5 要保護児童対策地域協議会事業(こどもサポートセンター)
- ② 6 CAP こどもワークショップ・おとなワークショップ(こどもサポートセンター) No.40
- ② 7 自立支援事業(こども課)
- ② 8 子ども・子育て支援事業計画策定事業(こども課)

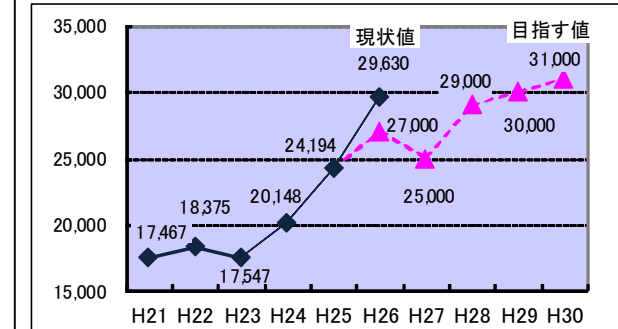
指標

① ファミリー・サポート事業の利用件数(件)



【この指標について】ファミリー・サポート事業の年間の延べ利用件数。事業の利用促進や援助会員(援助できる人)を増やすよう取り組み、過去の推移や将来の子どもの人数などを踏まえて、平成30年度に2,700件を目標とします。(子育て支援総合センター)

② 地域子育て支援拠点の利用者数(人)



【この指標について】子育て中の親子が好きな時に集まり、遊んだり、悩みを語ったりできる場所である「地域子育て支援拠点」の年間の延べ利用者数。過去の推移や将来の子どもの人数などを踏まえて、利用者の増加を図り、子育て家庭の孤立化を防ぎます。(子育て支援総合センター)

※1 ワークライフバランス:「仕事と生活の調和」と訳され、人生の各段階において、「仕事」と「仕事以外の生活」(子育てや親の介護、自己啓発、地域活動など)との調和がとれている状態を指す。
 ※2 なら子育て応援団:奈良県が実施する子育て支援の取組の一つで、子育てを応援する企業・店舗・NPOを募集し、「なら子育て応援団」に登録し、子育て家庭に様々なサービスを提供するとともに、その活動を広報・支援することにより、地域における子育て支援の輪を広げる県民運動を展開。
 ※3 ファミリー・サポート事業:育児を応援してほしい人と、育児の応援をしたい人がお互いに助け合いながら、保育施設への送迎や保護者の一時的・短時間の外出時に子どもを預かるなどの援助活動事業のこと。

小分野 2-(1)-③

子育て支援 【重点分野】

基本計画

4年後のまち

- ① 地域や社会が保護者に寄り添い、親の成長を支援することにより、子どものより良い育ちを実現している。
- ② 家庭、学校、地域、関係機関が連携し、子どもと子育ての環境を守ることにより、子育て家庭が安全に安心して暮らしている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 近隣同士がお互いに関心を持ち合う。
- ② 1 市の子育て支援や様々な行事に関心を持ち、積極的に活用、参加する。
- ② 2 父親も育児に参加する。

市民2人以上でできること

- ① 1 ボランティア養成講座等修了者が、市の開催する行事に積極的に関与する。
- ① 2 地域の中で、気軽に相談できる人材を育成する。
- ② 1 子育て家庭の孤立を防ぐため、民生・児童委員等による地域子育て支援ネットワークの充実を図る。
- ② 2 放課後、子どもが地域の学校で遊んだり活動したりするためのサポートを行う。

事業者でできること

- ② 1 従業員のワークライフバランス^{※1}を考え、育児休暇等の取得の促進等、子育てしやすい環境づくりに努める。
- ② 2 出産や育児のために退職した女性を積極的に再雇用する。
- ② 3 様々な分野・地域で子育てを応援する「なら子育て応援団^{※2}」へ、積極的に参加する。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 活動場所を含めて子育てサークルへの支援を充実するとともに、子育て負担の軽減を図ります。(子育て支援総合センター・環境事業課) No.39
- ① 2 ファミリー・サポート事業^{※3}における援助会員など、地域における子育て支援に関わる人材の確保に努めます。(子育て支援総合センター)
- ① 3 子育てに関する相談や情報提供を行います。(子育て支援総合センター・健康課)
- ① 4 ボランティア養成講座や子育て支援に関する研修会など、誰もが子育てに興味を持ち、参加できるような機会を拡大します。(子育て支援総合センター・健康課)
- ① 5 子育て支援総合センターを整備し、ひろば事業、地域子育て支援拠点事業及びファミリー・サポート事業等を一体的に提供することで、子育て支援体制の充実を図ります。(子育て支援総合センター)
- ① 6 ITを利用した子育て支援情報の発信や子育て支援総合センター実施事業の周知を図ります。(子育て支援総合センター・図書館) No.38
- ② 1 ワークライフバランスの実現を図るために、保育サービスの充実等、多様な働き方への支援を行います。(こども課)
- ② 2 子育てや家庭で心配なことなどの相談事業を実施するとともに、子育てに悩む人のメンタルケアができる人材の確保に努めます。(こどもサポートセンター)
- ② 3 育児教室など各種教室を行い、相談・交流の場を充実します。(子育て支援総合センター・健康課)
- ② 4 事業・施設の内容、利用の仕方、実施主体などが明記されたパンフレットを作成し、啓発に努めます。(子育て支援総合センター・こども課)
- ② 5 関係機関との連携を深めて、児童虐待の防止の啓発・発生予防・早期発見に努めます。(こどもサポートセンター) No.40
- ② 6 ひとり親家庭の生活の安定を図るため、経済的な支援を行うとともに、自立支援を促進します。(こども課)
- ② 7 子育て世代のニーズ調査を行い、ニーズに即したサービスの提供を図ります。(こども課)

小分野 2-(1)-③

子育て支援 【重点分野】

資料

現状と課題

核家族が増え、地域とのつながりの希薄化や、子育てする人の周りの理解・協力が不十分なことから、孤独な子育てによる悩みやストレス、不安が生じ、子どもの人権侵害である虐待も増加しています。

一方、子育てと仕事を両立していく家庭やひとり親家庭が増え、社会的にワークライフバランスが重要視されています。

本市では、子育て支援の拠点として、子育て支援総合センター等を設置し、子育て相談、ファミリー・サポート事業等を行っています。市立幼稚園では預かり保育も実施していますが、こうした教育面での子育て支援のニーズも高まっています。

今後は、さらに子育て支援拠点やサービスを充実させ、必要な時に必要なサービスを利用できるようにしていくことが課題となっています。また、広く子育てボランティアを募るなど、市民参加による取組を充実させ、地域全体で子育てしている家庭を支え合い、子どもの安全や人権を守る体制が必要です。

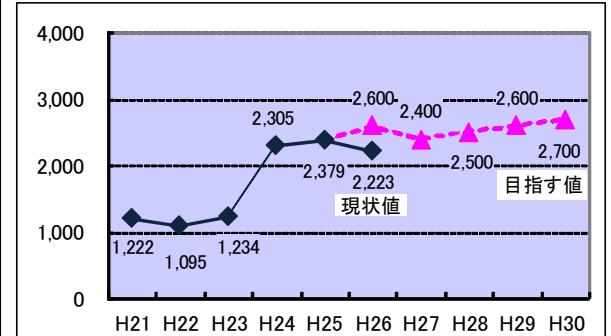
また、子どもが被害者となる犯罪・事故が増加しており、関係機関・団体・地域などの連携が必要です。

具体的な事業

- ① 1 子育てサークル活動支援事業(子育て支援総合センター) No.39
- ① 2 公共施設への子ども用不用品回収ボックス設置(環境事業課) No.39
- ① 3 各種育児相談事業(健康課)
- ① 4 ボランティア養成講座事業(子育て支援総合センター)
- ① 5 母子保健推進員研修会事業(健康課)
- ① 6 HPやモバイル版での子育て支援総合センター実施事業の周知と利用利便性の向上(子育て支援総合センター) No.38
- ② 1 各種保育事業(こども課)
- ② 2 家庭児童相談室事業(こどもサポートセンター)
- ② 3 各種育児教室事業(健康課)
- ② 4 子育て応援パンフレット作成事業(子育て支援総合センター)
- ② 5 要保護児童対策地域協議会事業(こどもサポートセンター)
- ② 6 自立支援事業(こども課)
- ② 7 子ども・子育て支援事業計画策定事業(こども課)

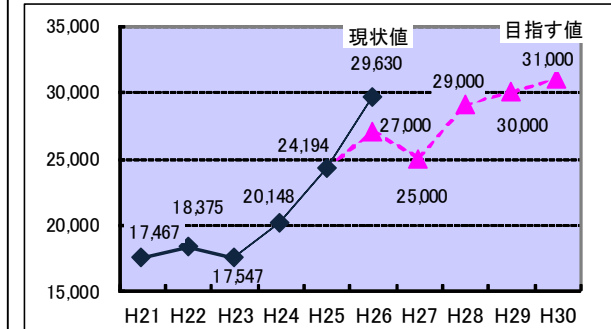
指標

① ファミリー・サポート事業の利用件数(件)



【この指標について】ファミリー・サポート事業の年間の延べ利用件数。事業の利用促進や援助会員(援助できる人)を増やすよう取り組み、過去の推移や将来の子どもの人数などを踏まえて、平成30年度に2,700件を目標とします。(子育て支援総合センター)

② 地域子育て支援拠点の利用者数(人)



【この指標について】子育て中の親子が好きな時に集まり、遊んだり、悩みを語ったりできる場所である「地域子育て支援拠点」の年間の延べ利用者数。過去の推移や将来の子どもの人数などを踏まえて、利用者の増加を図り、子育て家庭の孤立化を防ぎます。(子育て支援総合センター)

※1 ワークライフバランス:「仕事と生活の調和」と訳され、人生の各段階において、「仕事」と「仕事以外の生活」(子育てや親の介護、自己啓発、地域活動など)との調和がとれている状態を指す。
 ※2 なら子育て応援団:奈良県が実施する子育て支援の取組の一つで、子育てを応援する企業・店舗・NPOを募集し、「なら子育て応援団」に登録し、子育て家庭に様々なサービスを提供するとともに、その活動を広報・支援することにより、地域における子育て支援の輪を広げる県民運動を展開。
 ※3 ファミリー・サポート事業:育児を応援してほしい人と、育児の応援をしたい人がお互いに助け合いながら、保育施設への送迎や保護者の一時的・短時間の外出時に子どもを預かるなどの援助活動事業のこと。

小分野 2-(2)-① 幼稚園教育

基本計画

4年後のまち

- ① 幼稚園、保育園、学校、家庭及び地域の連携のもと、幼児一人ひとりの発達の特性を活かした就学前教育*1が進んでいる。
- ② 幼児たちがのびのびと学び育つ安全・安心な環境が整えられている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 幼稚園教育に対して関心をもつ。
- ①2 保護者は、自らの役割を自覚し、よりよい家庭教育を進める。
- ①3 幼稚園教育に対して、アンケート調査などで保護者が意見を述べるとともに、園運営に協力する。

市民2人以上でできること

- ①1 スクールボランティア*2活動等に参加する。

事業者でできること

- ①1 体験学習など学習の機会・場の提供を行う。
- ①2 専門的な知識の情報提供を行う。
- ①3 幼稚園教育に対して、事業者が関心をもつ。

行政の4年間の主な取組

- ①1 就学前教育の充実を図るため、幼稚園と保育園、学校との連携を図り、国の動向や地域の状況等を踏まえ、こども園の開設に向けた取組を行います。(こども課) No.47
- ①2 私立幼稚園、保育園との連携を深め、最新の知見を踏まえた教員研修等を合同で実施します。(こども課)
- ①3 幼稚園・小学校・中学校・保育園の意見交換を積極的に行います。(こども課・教育指導課)
- ①4 家庭教育学級を充実し、保護者へ子育てに関する情報提供を行います。(生涯学習課)
- ①5 アンケート調査など保護者や市民の意見を把握し、ニーズに合った就学前教育を実施します。(こども課)
- ①6 学校評議員会*3等を充実するとともに、学校関係者評価を実施し、自己評価の結果を公表します。(こども課)
- ①7 スクールボランティアが活動できる範囲を拡大します。(こども課)
- ②1 幼児の安全を確保するため、園舎の耐震化を進めるとともに、施設の安全点検を強化し、改善が必要な場合は早急に改修します。(こども課)
- ②2 就学前教育の取組を分かりやすく公表します。(こども課)
- ②3 市立幼稚園の預かり保育について、実施園の拡大や運営方法、運営時間等を検討し、実施します。(こども課) No.35

小分野 2-(2)-① 幼稚園教育

資料

現状と課題

本市には、現在9市立幼稚園と4私立幼稚園があります。核家族化や共働き世帯の増加など子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、多様化する保護者のニーズに対応するとともに、幼児一人ひとりの発達の特性を活かした教育が重要です。

本市では、市立幼稚園で3歳児保育希望者の全員受入れや預かり保育、幼小中連携事業などを行っています。また、こども園開設に向けて取組を進めています。

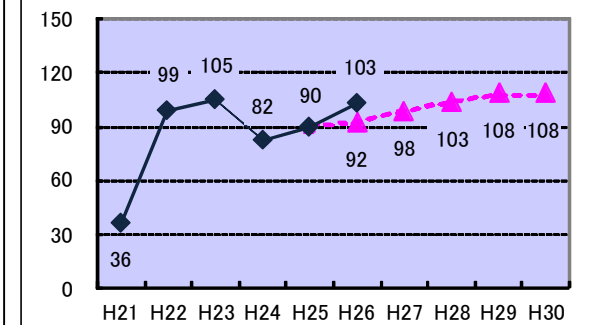
今後は、学校評議員会等を活用した学校評価の充実や、幼稚園・保育園・学校・地域が連携できる開かれた園づくりが必要です。スクールボランティアが積極的な支援活動を行えるよう、各幼稚園でその仕組みを発展させる工夫が必要となっています。

具体的な事業

- ①1 (仮称)南こども園開設事業(こども課) No.47
(仮称)高山認定こども園(こども課) No.47
- ①2 生駒市幼稚園教育研究会(こども課)
- ①3 保幼小中交流学习会(こども課・教育指導課)
- ①4 家庭教育学級事業(生涯学習課)
- ①5 学校評価推進事業(こども課)
- ①6 学校評議員会(こども課)
- ①7 スクールボランティア活動の拡充(こども課)
- ②1 園舎の施設整備事業(こども課)
生駒台幼稚園改築事業(こども課)
- ②2 子育て支援事業(こども課)
- ②3 市立幼稚園における預かり保育(こども課) No.35

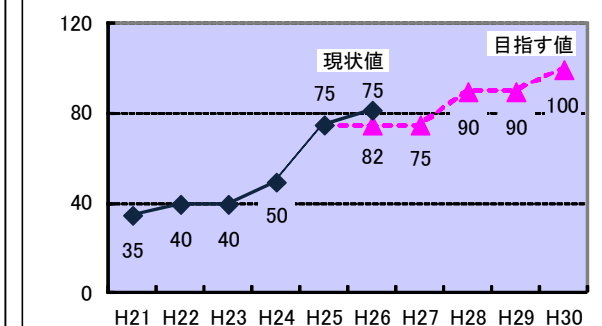
指標

① 幼稚園と小・中学校との連携事業数(件)



【この指標について】幼稚園(全9園)と小・中学校が相互に訪問し、体験入学や遊びなどを通じて交流する事業の件数。小学校への移行が円滑に行われ、安心して学校生活が送れるよう、平成29年度には1園当たり12事業以上の連携を目指します。(教育指導課・こども課)

② 市立幼稚園の耐震化率(%)



【この指標について】2階建て又は200㎡以上の建物の棟数に対して耐震基準を満たしている棟数の割合。園児の安全を確保するため、計画的に耐震化を進めます。(こども課)

*1 就学前教育:小学校に入る(就学)前の子どもを対象にした教育。幼稚園や保育園での教育などがこれにあたる。
 *2 スクールボランティア:地域の方々が培ってこられた経験や技術、知恵や工夫を活かして、子どもたちがよりよい学習環境の中で安心して校園生活を送れるようにする取組。活動内容は「登校時の安全指導」、「校庭の花壇整備」、「読み聞かせ」など様々。
 *3 学校評議員会:校長が学校運営にあたり、保護者や地域住民の意見を聞くことを通じて、特色ある教育活動を主体的かつ積極的に展開していくことを目的とした、地域住民の学校運営への参画の仕組み。

小分野 2-(2)-② 学校教育 【重点分野】

基本計画

4年後のまち

- ① 児童生徒が安心して楽しく学ぶことができる環境が整えられている。
- ② 子どもの個性や自己有用感^{※1}、自他の生命を尊重する意識をはぐくみ、心の教育が充実している。
- ③ 市民・地域・事業者・行政が連携して、開かれた学校づくりが進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 保護者は自らの役割と責任を自覚し、児童生徒へよりよい家庭教育を進める。
- ① 2 保護者は、授業参観や懇談会その他学校行事や外部人材活用に積極的に参加する。
- ① 3 児童生徒の登下校の時間に合わせた道路掃除、散歩、買い物等による子どもたちの見守り活動を行う。
- ① 4 アンケート等で意見を述べ、学校運営に参画する。
- ① 5 保護者は家庭で食育^{※2}を実践するとともに、学校給食に関しても関心をもち、

市民2人以上でできること

- ③ 1 地域で子どもの成長に関心をもち、必要に応じて学校を支援する。
- ③ 2 スクールボランティア^{※3}活動等に参加する。
- ③ 3 子どもたちの安全や非行に対して、社会全体で見守り活動を行う。

事業者でできること

- ① 1 地元産などの安全な食材を用いておいしい学校給食を提供する。
- ② 1 児童生徒のキャリア教育の機会と場を提供する。
- ③ 1 地域ぐるみの健全育成に協力し、登下校中の児童生徒の見守りを行う。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 児童生徒一人ひとりの確かな学力の育成のため、個に応じた指導が行えるよう、市独自の少人数学級編制の対象学年の拡大の検討、学びのサポーターの拡充など、多様な教育活動を展開します。(教育指導課)
- ① 2 「体力向上推進プラン」に基づき、授業や行事を工夫し児童生徒の体力向上を進めます。(教育指導課)
- ① 3 安全・安心な教育環境を整備するため、学校施設の安全点検を強化し、改善が必要な場合は早急に改修します。(教育総務課)
- ① 4 保護者への子育てに関する情報を提供し、相談体制を充実します。(教育指導課)
- ① 5 スクールアドバイザーを活用し、いじめや暴力行為等の課題の改善に取り組みます。(教育指導課)
- ① 6 食育を推進します。(教育指導課)
- ① 7 学校給食を通じて、正しい栄養や食事のとり方などについて知識啓発を行います。(学校給食センター)
- ① 8 学校給食センターの更新に向けて、運営方法、施設設備及びアレルギー対応などについて検討を進めます。(学校給食センター) No.49
- ① 9 全小中学校の省エネルギー化を目指した取組を行います。(教育総務課)
- ① 10 全小中学校のトイレを洋式化するなどの改修をし、使いやすく、きれいで、明るいものにします。(教育総務課) No.45
- ① 11 建物の長寿命化を考慮した老朽化対策を行います。(教育総務課)
- ① 12 地域や保護者と連携し、生駒北小中学校において小中一貫教育を推進します。(教育総務課・教育指導課) No.46
- ① 13 国の補助を前提にして、奈良県の施策(導入支援策)の動向を踏まえ、全教室へのエアコンの導入についての検討を行います。(教育総務課) No.48
- ① 14 市内小中学校プラスバンドなどの練習環境・発表の場などの支援を行います。(生涯学習課) No.52
- ② 1 教職員の資質や能力の向上を図り、子どもたちの個性や自己有用感、自他の生命を尊重する意識を伸ばす特色ある教育を行います。(教育指導課)
- ② 2 朝の読書活動や学校図書館の整備・充実を図り、児童生徒の感性を高め、豊かな人間性を涵養します。(教育指導課)
- ② 3 伝え合う力の育成の一環として、小学校3年生から外国語活動に取り組みます。(教育指導課)
- ② 4 適応指導教室の運営により、不登校児童・生徒の学校生活への復帰を支援するためのカウンセリング、教科指導、集団生活への適応指導等を計画的に実施します。(教育指導課)
- ② 5 学校創造推進事業等で、学校が各界で活躍する方(経営者、政治家、スポーツ、文化人ほか)をお招きし、子どもたちに夢を与える講演会等を実施します。(教育指導課) No.43
- ③ 1 地域ぐるみの児童生徒健全育成事業^{※4}を通じて小・中学校を支援する取組を行います。(教育指導課)
- ③ 2 スクールボランティアなど地域の教育力を活用した取組を充実します。(教育総務課・教育指導課)
- ③ 3 ホームページ等を通して学校運営や児童生徒の様子を公表します。(教育指導課)
- ③ 4 学校評価を進めていくために、学校評価シートを効果的に活用します。(教育指導課)
- ③ 5 教育委員の選任に当たって市民から公募します。(教育総務課) No.41
- ③ 6 社会で活躍できる人材の育成を目指して教育活動を工夫します。(教育指導課) No.42

小分野 2-(2)-② 学校教育 【重点分野】

資料

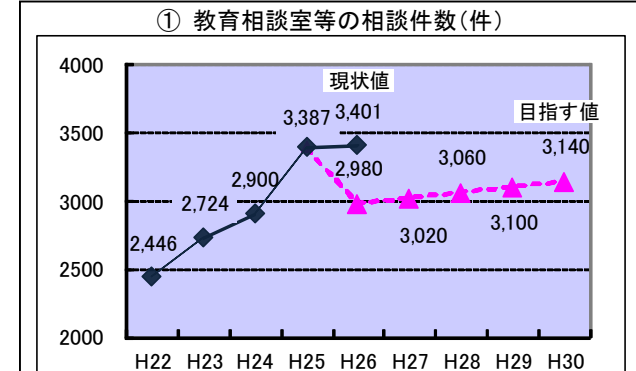
現状と課題

本市の子どもたちは高い学力を持つ反面、規範意識や社会参画といった点で課題が見られます。本市では、これまで外国語指導助手や学校図書館司書の独自配置、中学校までの給食などを行ってきており、児童生徒の安全を守るために、学校建物の改修も進めています。また、教育内容としては、子どもたちの感性を高め、豊かな人間性を涵養するため、朝の読書活動や学校図書館を充実するとともに、外国語活動や情報機器を活用して伝え合う力を育成しています。さらに、不登校やいじめといった問題を解決していくため、スクールアドバイザー等による相談体制や命の大切さなどを学ぶ心の教育の充実を図っています。今後、児童生徒が安心して楽しく自らの個性を伸ばし、自己有用感や自他の生命を尊重する意識を高められるようにするためには、保護者・地域・事業者・行政などの連携が必要であり、スクールボランティア等を活用しながら活動状況を各校のホームページで紹介するなどし、開かれた学校を目指した取組を行っていくことが必要です。また、安全でおいしい学校給食を提供するため、学校給食センターの計画的な施設整備計画を進めることが必要です。

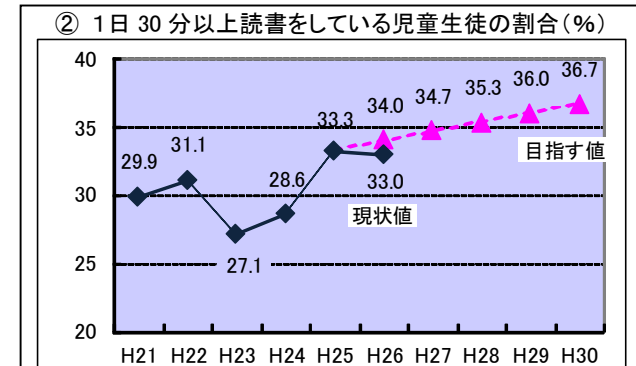
具体的な事業

- ① 1 学びのサポーター派遣事業(教育指導課)
- ① 2 体力向上推進プランの推進(教育指導課)
- ① 3 学校施設整備事業(教育総務課)
- ① 4 教育相談室業務の周知(教育指導課)
- ① 5 スクールアドバイザー事業(教育指導課)
- ① 6 給食指導、食育学習の充実(教育指導課)
- ① 7 食に関する啓発の推進(学校給食センター)
- ① 8 学校給食センター更新の検討(学校給食センター)
- ① 9 鹿ノ台中学校スーパーエコスクール実証事業(教育総務課)
- ① 10 エコボーナスの実施(教育指導課)
- ① 11 学校トイレ改修事業(教育総務課) No.45
- ① 12 桜ヶ丘小学校施設老朽化対策先導事業(教育総務課)
- ① 13 生駒北小中一貫校(仮称)推進事業(高山スーパースクールゾーン構想)の推進(教育指導課・生涯学習課) No.46
- ① 14 9年間を見通した教育課程の作成(教育指導課) No.46
- ② 1 奈良先端大学院大学との連携事業(教育指導課) No.46
- ② 2 全教室へのエアコンの導入検討(教育総務課) No.48
- ② 3 小中学校プラスバンド等の練習環境・発表の場の支援事業(生涯学習課) No.48
- ② 4 教職員研修(教育指導課)
- ② 5 学校図書館司書派遣事業(教育指導課)
- ② 6 外国語指導助手派遣事業(教育指導課)
- ② 7 適応指導教室指導員(教育指導課)
- ② 8 夢を与える講演会・学校創造推進事業等(教育指導課) No.43
- ③ 1 地域ぐるみの児童生徒健全育成事業(教育指導課)
- ③ 2 スクールボランティア活動の拡充(教育総務課)
- ③ 3 ホームページの運営(教育指導課)
- ③ 4 学校評価の充実(教育指導課)
- ③ 5 教育委員の市民公募(教育総務課) No.41
- ③ 6 社会で活躍できる人材育成のための施策について総合教育会議での協議(教育指導課) No.42

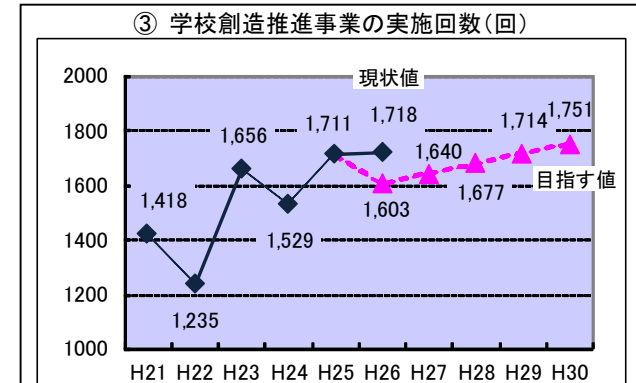
指標



【この指標について】教育相談室、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー^{※5}への学校や保護者からの相談件数。年間各学校あたり2件程度の向上を目指します。(教育指導課)



【この指標について】1日当たり30分以上読書をしている小・中学生の割合。小中学校に配置している学校図書館司書を活用して読み聞かせやブックトークを行い、読書の楽しさを伝え読書活動を推進します。(教育指導課)



【この指標について】学校が、その道の達人と呼ばれる地域の方や保護者の支援を受けて特色ある教育活動を実施した合計回数。栽培活動や茶道の指導、動物の飼育などを通した命の教育を行います。(教育指導課)

※1 自己有用感:自分は役に立っている、自分は必要な人間であるなど、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚のこと。
 ※2 食育:食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につける教育のこと。
 ※3 スクールボランティア:小分野2-(2)-①参照
 ※4 地域ぐるみの児童生徒健全育成事業:児童生徒の健全な成長を図るため、学校・家庭・地域の関係機関が一丸となって安全指導や安全活動などを行う取組。

※5 スクールソーシャルワーカー:問題を抱えた児童生徒が置かれた環境へ働きかけ、関係機関と連携して課題解決を図る仕組みのこと。

小分野 2-(2)-③ 特別支援教育

基本計画

4年後のまち

- ① 教育支援体制の充実により一人ひとりの発達段階に応じた教育が行われている。
- ② 読み書きやコミュニケーション等で困っている幼児・児童・保護者に通級指導*1等を実施し、通級者の社会適応能力が高まっている。
- ③ 特別な支援を要する幼児・児童・生徒の保護者に対して、専門的な相談員等による教育相談が行われている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 特別支援教育を理解し、その教育に協力する。
- ①2 特別支援教育支援員募集に対して積極的に応募する。
- ②1 作品展やバザーに参加し、特別支援教育に理解を示す。

市民2人以上でできること

- ①1 特別支援教育を理解し、その教育に協力する。
- ①2 障がい児・者の支援にボランティア等で積極的に関わる。
- ②1 障がいのある児童生徒が参加しやすい地域行事等を計画・実施する。

事業者でできること

- ①1 特別支援教育を理解し、協力する。
- ②1 障がい者の就労を推進する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 特別支援教育コーディネーター*2の養成、資質向上に向け、市独自の研修に努めます。(教育指導課)
- ①2 特別支援教育支援員の募集を市の広報紙及びホームページを通じて行い、市民から採用します。(教育指導課)
- ①3 特別支援教育支援員を適切に配置し、特別な支援を要する児童・生徒へのきめ細やかな配慮をします。(教育指導課) No.44
- ①4 障がい者教育の専門家と提携し、特別支援教育に関わる教員の資質・能力の向上・啓発を図ります。(教育指導課) No.21
- ①5 タブレットなど、ICT技術を活用した療育・学習支援のさらなる強化をします。(教育指導課) No.20
- ②1 幼児・児童・生徒が主体的に取り組めるような指導・支援内容を工夫・検討するとともに、情報提供を行います。(教育指導課)
- ②2 スクールボランティア*3を募集し、特別に支援が必要な児童生徒の学習補助を行います。(教育総務課)
- ③1 教育相談に応じるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー*4、教育支援施設の教育相談員を適切に配置し、活用します。(教育指導課)
- ③2 特別支援教育相談事業についての専門相談員の充実を図ります。(教育指導課)

小分野 2-(2)-③ 特別支援教育

資料

現状と課題

特別支援教育とは、障がいのある幼児・児童・生徒の自立や、社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもので、平成19年4月に学校教育法に位置づけられました。

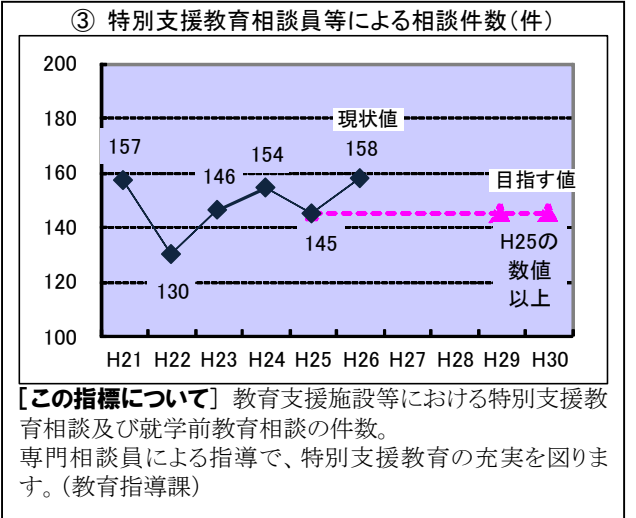
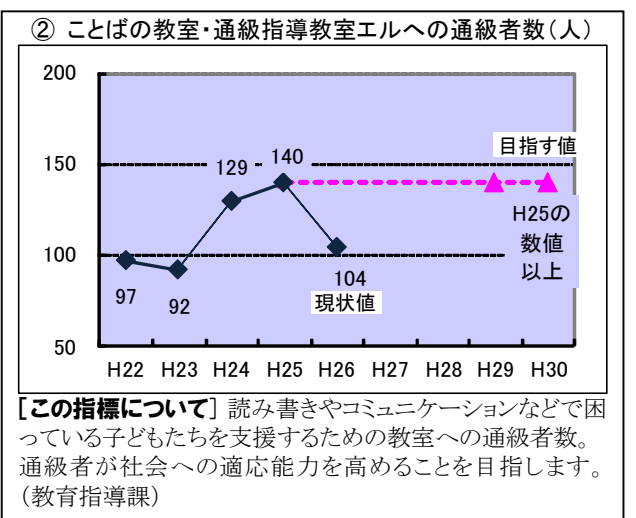
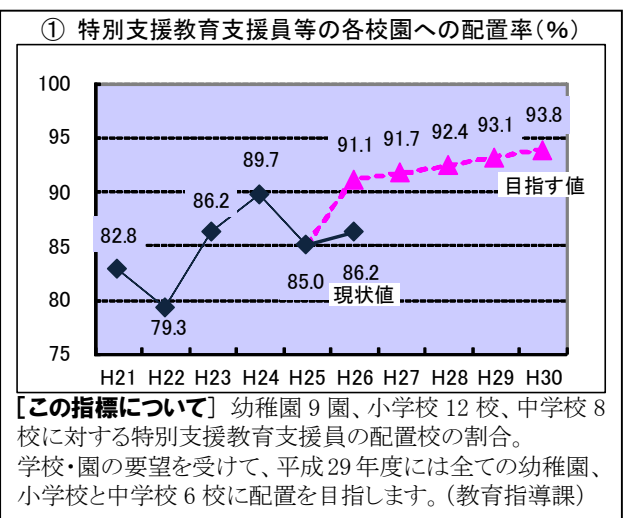
本市でもこれに伴い、介助や指導補助、学習補助等を行う特別支援教育支援員を平成19年度から小学校に、平成20年度には中学校に拡大して配置し、また教育支援施設に専門相談員を派遣するなど、特別支援教育の充実を図っています。

学習障害(LD)や注意欠陥多動性障害(ADHD)などの様々な発達障害を持った子どもたちが増加していることから、今後もこのような子どもたち・保護者へのサポートが必要であり、特別支援教育の充実を図るため、就学指導委員会の円滑な運営や特別支援教育コーディネーターの養成・配置、専門的な相談員・スクールカウンセラー等の適正な配置を行っていく必要があります。

具体的な事業

- ①1 特別支援教育コーディネーター研修(教育指導課)
- ①2 特別支援教育支援員募集(教育指導課)
- ①3 特別支援教育支援員配置(教育指導課) No.44
学びのサポーター配置(教育指導課) No.44
- ①4 特別支援教育講演会(教育指導課)
特別支援教育相談(教育指導課) No.21
特別支援教育研修(教育指導課) No.21
- ①5 特別支援学級、ことばの教室、院内学級在籍児童生徒への学習支援用タブレット配備事業(教育指導課) No.20
- ②1 ことばの教室・通級指導教室エル(教育指導課)
- ②2 スクールボランティア募集(教育総務課)
- ③1 スクールカウンセラー配置(教育指導課)
- ③2 特別支援教育相談(教育指導課)

指標



*1 通級指導:小中学校の通常の学級に在籍している軽度の障がいがある児童生徒に対し、各教科等の指導は通常の学級で行いつつ、個々の障がいに応じた特別指導(自立活動・各教科の補充指導)を通級指導教室で行う教育形態。
 *2 特別支援教育コーディネーター:LD・ADHD・高機能自閉症等を含め、障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応するため、校内や福祉、医療等の関係機関との間の連絡調整の役割を担う者。
 *3 スクールボランティア:小分野2-(2)-①参照
 *4 スクールソーシャルワーカー:問題を抱えた児童生徒が置かれた環境へ働きかけ、関係機関と連携して課題解決を図る仕組みのこと。

小分野 2-(3)-① 生涯学習

基本計画

4年後のまち

- ① **だれでも自由に学習できる環境が整備され、生きがいや楽しみを感じている市民が増えている。**
- ② **生涯学習の成果が地域社会に還元される機会が増えている。**

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 生涯学習の必要性と目的を理解し、積極的に生涯学習活動を行う。
- ② 生涯学習を通じたまちづくりに、ボランティアやコーディネーターとして積極的に参加する。
- ③ 人材バンクへの登録、活用や学習した知識や経験、技能等を社会還元する。

市民2人以上でできること

- ① 学習成果を地域社会に還元する。
- ② 生涯学習ボランティアやコーディネーターとして、地域の生涯学習推進に寄与する。

事業者でできること

- ① 施設の開放など、生涯学習活動を支援する。
 - ② 行政、生涯学習関連団体、NPO等と協働し、市民に対し公開講座などで専門的な知識、技術を提供する。
- [指定管理者※1]
- ① 市民の成果発表会等の活動を支援する。

行政の4年間の主な取組

- ① 学習機会を紹介・案内するため情報提供を行うとともに、気軽に学習活動が楽しめる工夫やノウハウ等の情報を提供します。(生涯学習課)
 - ② **いこま寿大学※2を充実するとともに、OB会の活動を支援します。(生涯学習課) No.8**
 - ③ 市民ニーズの把握に努め、指定管理者のモニタリング※3等から得られる市民ニーズを把握し、利用者にとって利便性の高い生涯学習施設の管理を行います。(生涯学習課)
 - ④ 現在図書館を活用していない方々も利用しやすい多様な図書館サービスの拡充を図ります。(図書館)
 - ⑤ 子どもの健やかな成長の糧となるように子どもの読書活動を推進します。(図書館)
 - ⑥ **地域デビューガイダンス事業の充実を図ります。(生涯学習課) No.10**
 - ⑦ **ビブリオバトル全国大会、ビブリオバトル市内中学生大会を実施します。(図書館) No.50・No.51**
- ① 市民の学習成果を還元する学習会の開催を継続して支援します。(生涯学習課)
 - ② 生涯学習まちづくり人材バンクを充実し、活用を推進します。(生涯学習課)
 - ③ 学校やボランティア団体等との連携を一層推進します。(生涯学習課)
 - ④ 市民との連携や協働のもと図書館サービスを進めていきます。(図書館)

小分野 2-(3)-① 生涯学習

資料

現状と課題

本市では、生涯学習施設の整備が進み、学習条件も充実して、学習活動が活発に行われています。

一方で、生涯学習関連団体の高齢化などに伴い、団体内での世代交代の時期にきており、今後は、市民ニーズに呼応した情報提供を活性化し、今まで以上に市民の主体的な参加を促進していく必要があります。

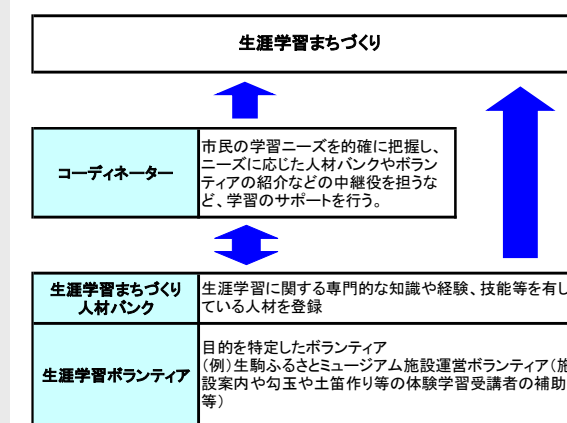
また、市民一人ひとりが個々のニーズに応じた学習テーマを選び、より高度な知識を必要とときに学べるよう、講師となる人材バンクの充実を図る必要があります。

そのためには、生涯学習関連団体の積極的な人材バンクの登録、活用を促進するなど、学ぶ側と教える側の両方が相互に関連しながら、団体間の連携を強化し、生涯学習の環境づくりを一層拡充していく必要があります。

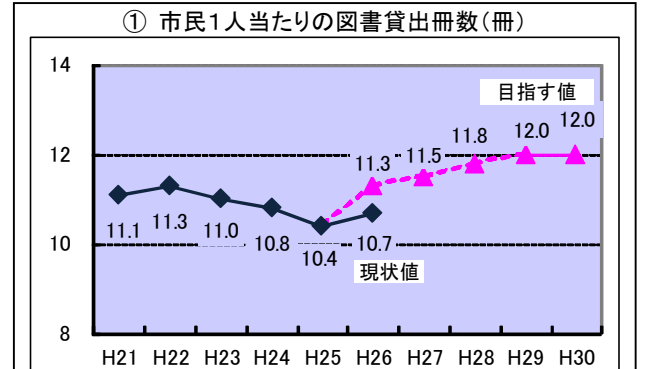
具体的な事業

- ① 生涯学習情報の提供 (生涯学習課)
- ② 高齢者教育推進事業 (生涯学習課)
寿大学入学定員の増員 (生涯学習課) No.8
- ③ 生涯学習施設整備事業 (生涯学習課)
- ④ 来館困難な高齢者等への本の宅配事業 (図書館)
- ⑤ 子ども読書活動推進事業 (図書館)
- ⑥ **地域デビュー促進事業 (生涯学習課) No.10**
- ⑦ **ビブリオバトル全国大会 (図書館) No.50・No.51**
ビブリオバトル市内中学生大会 (図書館) No.50・No.51
- ② 自主学習グループ補助金交付事業 (生涯学習課)
- ② まちづくり人材バンク設置事業 (生涯学習課)
- ② PTA 協議会補助金交付事業 (生涯学習課)
- ② 市民との協働の推進事業 (図書館)

<生涯学習まちづくりサポート体系図>

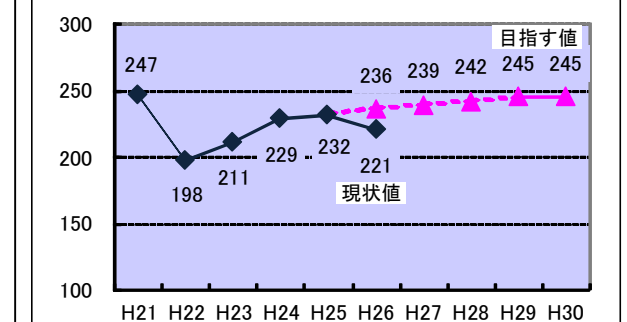


指標



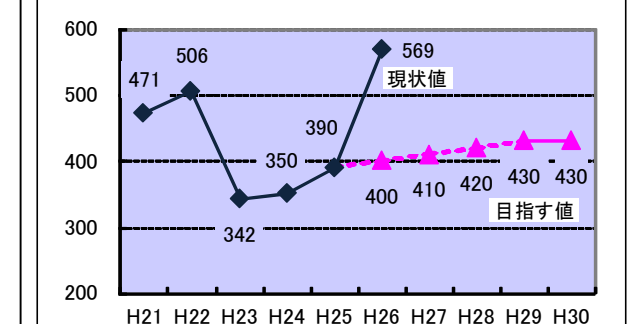
[この指標について] 図書の年間貸出冊数/総人口。市民の学習意欲を示す数値の一つであり、図書サービスや利便性の向上を図り、市民1人あたりの貸出冊数の増加を目指します。(図書館)

② 自主学習グループによる市民向け学習会の開催数(回)



[この指標について] 自主学習グループが広く市民を対象に実施する学習会の開催回数。生涯学習の成果の社会還元化、ボランティア意識の高まりが数値として表れますが、現状においても活動が活発に行われていることから、開催回数の増加を目指します。(生涯学習課)

② 生涯学習まちづくり人材バンク活用件数(件)



[この指標について] 専門的な知識や経験、技能等を有する人材登録制度の活用件数。活発に制度が活用されていることから、活用件数の増加を目指します。(生涯学習課)

※1 指定管理者:小分野 1-(4)-②参照
 ※2 いこま寿大学:一般教養学習、クラブ学習を通して教養を高め、生きがいを探求して、地域の生涯学習推進者を養成するために開設する、62歳以上の人を対象とした4年制の学校。
 ※3 モニタリング:小分野 1-(4)-②参照

小分野 2-(3)-②

青少年

基本計画

4年後のまち

- ① 地域、学校、家庭の連携のもと、青少年が「生きる力」と「心豊かな人間性」を身につけ、健やかに成長している。
- ② 子どもたちが安全・安心に遊べて、地域の人たちと交流する場が整えられている。
- ③ 地域社会の中でリーダーとして積極的に活動できる青少年の育成が進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 地域で子どもを育てようという意識を持つ。
- ①2 家庭環境を整える。
- ②1 持っている能力を活かして、地域の青少年との交流、その活動の支援・協力を行う。

市民2人以上でできること

- ①1 地域で行っている青少年健全育成活動に参加、協力する。
- ①2 地域ぐるみの児童生徒健全育成事業推進協議会の活動に参加、協力する。
- ②1 子ども会が活動できる場や機会を提供する。
- ②2 子ども会組織を充実させる。
- ②3 家庭・学校との連携を強化し、青少年の非行防止活動に取り組む。

事業者でできること

- ①1 職業体験・見学等の場を提供する。
- ②1 青少年の活動に対して支援、協力する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 青少年健全育成に関する情報提供や啓発活動の支援を行います。(生涯学習課)
- ①2 青少年の教育のため、地域、学校、家庭が連携できる環境づくりや取組の支援を行います。(生涯学習課)
- ①3 市民等が持つ能力を子育てに活かす体制づくりと活動の機会を提供します。(生涯学習課)
- ①4 青少年に関する相談体制・環境の充実を図ります。(教育指導課)
- ①5 ひきこもりや就労等に関する相談窓口を充実し、若者の自立のための支援を推進します。(生涯学習課) No.26
- ①6 指定管理者等と連携して、野外活動等の集団生活を通して自立心や協調性を育み、青少年の健全育成を図ります。(生涯学習課)
- ①7 障がいの有無、国籍や文化、性別、年齢などの違いを超えた多様性を理解し、活かした社会の実現に向けた交流を行います。(生涯学習課) No.25
- ②1 健全育成パトロールなど、地域ぐるみの児童生徒健全育成事業推進協議会が活動できる環境の整備・取組を推進します。(教育指導課)
- ②2 青少年が健全に成長できるように、有害環境の浄化など社会環境を改善・整備します。(生涯学習課)
- ②3 子どもたちが地域の中で、安全に安心して遊び、大人たちと交流できる場・機会を提供します。(生涯学習課)
- ②4 街頭巡回指導による青少年非行の早期発見など、非行防止活動を強化します。(生涯学習課)
- ②5 青少年健全育成団体が活動できる環境の整備・支援を行います。(生涯学習課)
- ③1 青少年リーダー・地域リーダーの積極的な養成を行います。(生涯学習課)
- ③2 地域のリーダーとして育てている青少年の活動の支援を強化します。(生涯学習課)

小分野 2-(3)-②

青少年

資料

現状と課題

社会経済状況の変化により、青少年犯罪の凶悪化や低年齢化、ニート・ひきこもり等若者を取り巻く環境が、全国的に深刻な状況にあります。少子化による子ども同士のふれあう機会の減少やインターネットの普及など情報化の進展により、地域や人と人との直接的なふれあひも希薄化しつつあります。また、核家族化や地域社会との関わりの希薄化により、家庭や地域の教育力も低下している傾向にあります。

本市では、学校、保護者、地域、関係機関が連携して地域の実情・実態に沿って、安全パトロールや健全育成パトロールなどの活動を行っています。また、地域リーダーの養成や青少年健全育成団体に対する支援などの取組を行っているほか、青少年に関する相談、新成人が成人式の企画などを行う成人式運営委員会の開催など、青少年健全育成のための事業を行っています。

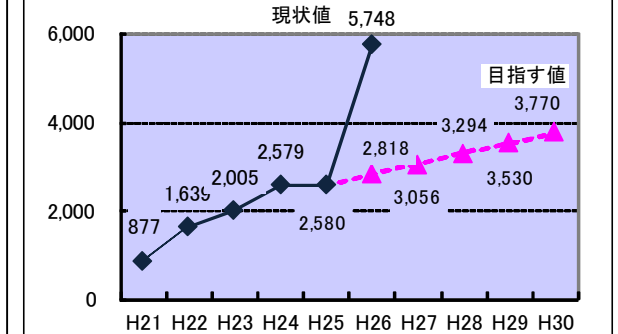
今後も、青少年の非行を未然に防ぎ、健全な育成を実現していくために地域、学校、家庭などが連携し、地域の教育力を高め、子どもや若者が生き生きと過ごせる環境を整備するとともに、自立への支援を充実し、生きる力の育成を図っていく必要があります。

具体的な事業

- ①1 青少年健全育成啓発事業 (生涯学習課)
- ①2 チャレンジ教室事業 (生涯学習課)
- ①3 子どもの居場所づくり事業 (生涯学習課)
- ①4 青少年教育相談事業 (教育指導課)
- ①5 若者自立無料相談事業 (生涯学習課)
若者のニート・ひきこもりや就労等に関するセミナーの開催、窓口設置・周知 (生涯学習課) No.26
- ①6 青少年野外活動事業 (生涯学習課)
- ①7 ユニバーサルキャンプ事業 (生涯学習課) No.25
- ②1 地域ぐるみ健全育成推進事業 (教育指導課)
- ②2 青少年健全育成環境保全事業 (生涯学習課)
- ②3 放課後子ども教室事業 (生涯学習課)
- ②4 青少年指導活動事業 (生涯学習課)
- ②5 青少年健全育成団体支援事業 (生涯学習課)
- ③1 青少年リーダー育成事業 (生涯学習課)
- ③2 青少年団体育成支援事業 (生涯学習課)

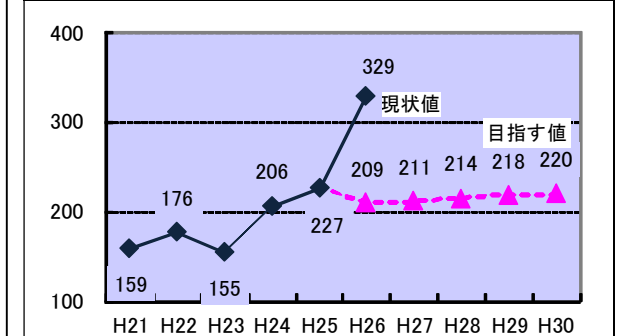
指標

① 青少年健全育成事業参加人数(人)



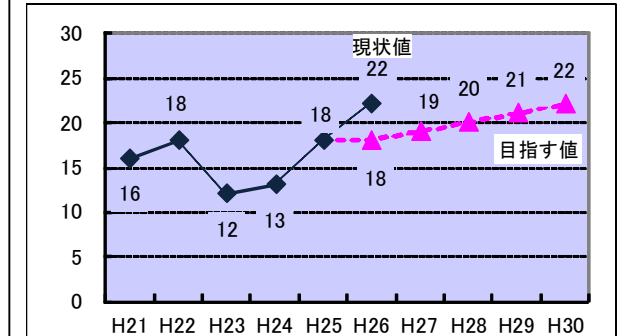
【この指標について】 野外活動事業、国際交流事業、子どもの居場所づくり事業、放課後子ども教室推進事業等への参加人数。少子化傾向にありますが、青少年の自立心や協調性を育むため、参加者のアンケート結果等を反映させ、現状値より多くの青少年が参加できる内容の実施に努めます。(生涯学習課)

② 青少年指導委員による巡回指導回数(回)



【この指標について】 約120名の市民等に委嘱している青少年指導委員による巡回指導回数。登下校時や夜間等に巡回指導することにより、青少年の非行防止や安全確保を目指します。(生涯学習課)

③ 青少年健全育成団体に対する支援事業回数(回)



【この指標について】 リーダー、ジュニアリーダー、あすなろ会、青年チーム、子ども会、ボーイスカウト等の青少年健全育成団体に対して支援する事業の開催回数。青少年健全育成のために積極的に活動している団体に対し、補助金交付等の助成を行うとともに、若者の力を活用した事業を展開し、本市に貢献できる青少年リーダーの育成に努めます。(生涯学習課)

小分野 2-(4)-① 文化活動

基本計画

4年後のまち

- ① 文化活動に活発に参加する市民が増え、豊かな感性が育っている。
- ② 市民と行政が協働し、生駒らしい魅力ある文化の創造が進んでいる。
- ③ 生涯学習施設で様々な文化・芸術に触れ合える機会が増えている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 文化や芸術に関心を持つ。
- ② 積極的に自己能力、学習成果を社会還元する。
- ③ 様々な講座やイベントなどに積極的に参加する。

市民2人以上でできること

- ② 1 ボランティア意識を高め、行政と協働し、文化活動の活性化、推進を図る。
- ② 2 質の高い文化・芸術活動に努める。

事業者でできること

- ① 文化活動の推進や芸術・文化活動の機会を提供する。
- ② 地域での多様な文化活動を支援する。
- ③ 1 文化活動のスペースの提供等、市民の文化活動に協力する。

[指定管理者※1]

- ③ 2 生涯学習施設についてモニタリング※2を行い、利用ニーズを把握する。
- ③ 3 利用ニーズに応じた各種文化事業を開催する。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 生涯学習まちづくり人材バンク登録者のPRを行います。(生涯学習課)
- ① 2 市民の文化活動の成果を発表する機会や場を充実します。(生涯学習課)
- ① 3 グループ・団体間の交流の場の提供や、自主運営に向けた取組を支援します。(生涯学習課)
- ① 4 未就学児を主体にした親子で参加できる音楽会を開催します。(生涯学習課) No.53
- ② 1 市民団体、NPO、指定管理者など、また市民が行政との協働で実施する生駒らしい文化芸術の普及と市民文化の向上に寄与する事業を支援します。(生涯学習課) No.54
- ③ 1 文化事業に対するモニタリング等により市民ニーズを把握し、生涯学習施設指定管理者による適正な事業運営がなされるよう指導評価します。(生涯学習課)
- ③ 2 生涯学習施設指定管理者と連携して、各種文化事業のPRを行います。(生涯学習課)

※1 指定管理者:小分野 1-(4)-②参照
※2 モニタリング:小分野 1-(4)-②参照

小分野 2-(4)-① 文化活動

資料

現状と課題

本市では、文化活動の拠点となる施設の整備が進み、心の豊かさや日常生活の質の向上を求めて文化活動が活発に行われています。しかし、世代による偏りも見られることから、市民全体の文化活動を活発化するため、世代を超えて成果を発表する場を提供するとともに、各種の魅力的な文化事業の推進が課題となっています。

一方、地域の文化への関心は低くなっており、地域の文化・自然を活かした個性豊かな文化を創造していくための学習活動を推進する仕組みが必要です。

また、市民グループが提案する事業も含め、現在行っている事業の質・効果を見直し、高めていく必要があるとともに、身近な地域での活動場所の確保や文化芸術にふれる機会の提供、人材の発掘が必要です。

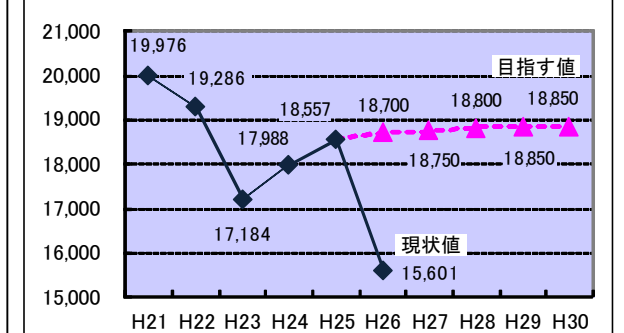
他方、生涯学習施設の指定管理者と連携し、市民が多様な学習機会が得られるよう、各種文化活動を充実していく必要があります。

具体的な事業

- ① 1 まちづくり人材バンク事業 (生涯学習課)
- ① 2 市民文化祭等の開催事業 (生涯学習課)
- ① 3 生涯学習推進連絡会事業 (生涯学習課)
- ① 4 0歳から6歳の子どもたちと一っしょに楽しめる音楽会事業 (生涯学習課) No.53
- ② 1 文化芸術振興団体補助事業 (生涯学習課)
いこま国際音楽祭補助事業 (生涯学習課) No.54
- ③ 1 生涯学習施設指定管理事業評価 (生涯学習課)
- ③ 2 指定管理者自主事業との連携 (生涯学習課)

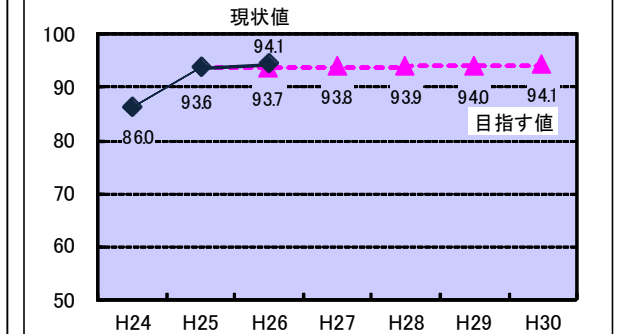
指標

① 市民の成果発表事業の参加者数(人)



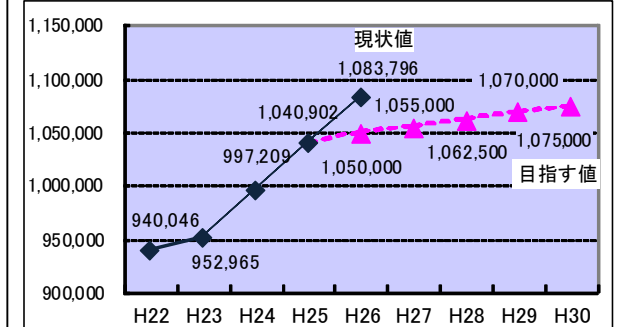
[この指標について] 毎年秋に実施する市民文化祭(自主学習グループフェスタ、リベラルコンサート、夢リサイタル、いこま寿大学祭など)、市民川柳大会、書き初め大会、各種コンサートの延べ参加者数。活発な市民参加の増加に努めます。(生涯学習課)

② 生涯学習施設で行う文化芸術事業の満足度(点)



[この指標について] 指定管理者が実施する文化芸術事業のモニタリング結果(100を最大とした相対評価値)。(生涯学習課)

③ 生涯学習施設の利用者数(人)



[この指標について] たけまるホール、芸術会館、図書館、コミュニティセンター、南コミュニティセンター、北コミュニティセンター等の年間の利用者数。施設の利便性の向上を図りながら、市民の文化活動を促進することにより、利用者の増加を目指します。(生涯学習課)

小分野 2-(4)-②

歴史・伝統文化

基本計画

4年後のまち

- ① 住んでいる地域・地区に愛着を持つ市民が増えている。
- ② 市民が生駒市の歴史文化に興味を持ち、文化の担い手となっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 積極的に郷土学習事業・郷土学習ボランティアに参加し、活動を拡充する。
- ①2 自分の住んでいる地域の歴史、伝統文化を知り、尊重する。
- ②1 郷土愛への自己意識を高め、地域の歴史や伝統文化の保存継承に取り組み、担い手となる。

市民2人以上でできること

- ①1 郷土愛を育むPRや住民間での啓発を行う。
- ②1 地域の歴史や伝統行事を保存・継承し、振興する。

事業者でできること

- ①1 生駒の歴史や文化、資源を活かした事業、商品化の実現や店舗などを紹介するマップを作成する。
- ②1 効果的な歴史・伝統文化の保存・活用に積極的に寄与する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 生駒ふるさとミュージアムの新設、ホームページ・冊子の刊行などの情報発信を通して、市の歴史と伝統文化の活用を推進し、世代を超えて郷土愛が育まれるよう取り組みます。(生涯学習課)
- ①2 生駒ふるさとミュージアムを一層活用するため、指定管理者が行う学校教育との連携、子ども学芸員の活動、ボランティアの育成、フィールドワークなど、郷土愛が育まれる事業を支援します。(生涯学習課)
- ②1 生駒の歴史・伝統文化に関し、市のホームページや冊子等で情報提供します。(生涯学習課)
- ②2 生駒ふるさとミュージアム指定管理者*1と連携して、市民が地域の歴史、伝統文化の保存・継承について、親しみをもち、地域に愛着が持てる機会を拡充します。(生涯学習課)
- ②3 地域の歴史、伝統文化についての市民の参画・提案に対する支援を行います。(生涯学習課)
- ②4 市内にある有形・無形の文化財の保存と活用を進めます。(生涯学習課)
- ②5 市民の郷土学習の拠点として、生駒ふるさとミュージアム指定管理者が市民ニーズの把握に努め、円滑な運営を図るよう、評価・指導に努めます。(生涯学習課)

小分野 2-(4)-②

歴史・伝統文化

資料

現状と課題

働く世代、若年層にとっては、自分の住んでいる地域についての関心が薄く、市の歴史・文化についての認知度も下がっています。また、それに伴い地域の伝統文化も失われつつあります。他方、シニア世代は、地域への関心から、学習ニーズやボランティアへの参加意識は高まっています。

学校教育での学習教材の提供や生駒ふるさとミュージアムを拠点として各世代が地域を見つめ直し、市の歴史・伝統文化を知ることによって郷土愛を育む取組が必要です。

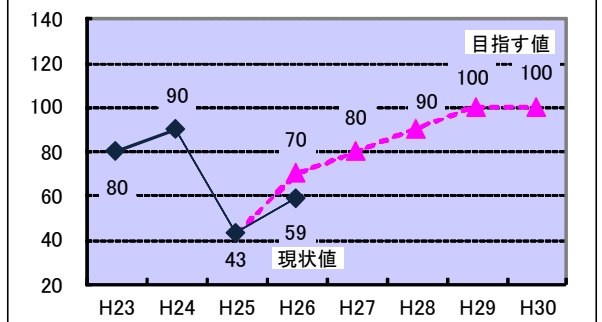
また、地域の歴史、伝統文化を保存・継承する担い手の育成と文化財愛護活動への支援を行う必要があります。

具体的な事業

- ①1 生駒ふるさとミュージアム指定管理事業(生涯学習課)
- ①2 指定管理者自主事業との連携(生涯学習課)
- ②1 ホームページ・歴史文化冊子普及等情報発信事業(生涯学習課)
- ②2 生駒歴史文化基金事業(生涯学習課)
- ②3 文化財愛護団体補助事業(生涯学習課)
- ②4 市指定事業・文化財調査事業・文化財保存補助事業(生涯学習課)
- ②5 生駒ふるさとミュージアム指定管理事業評価(生涯学習課)

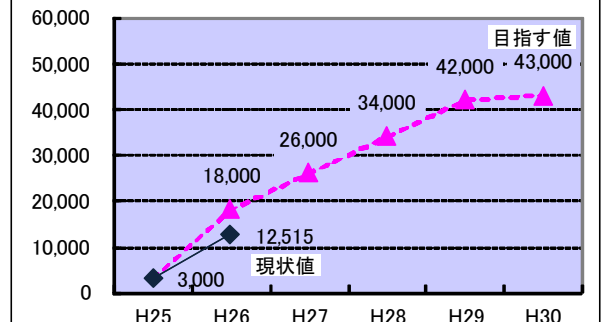
指標

① 生駒歴史文化友の会の会員数(人)



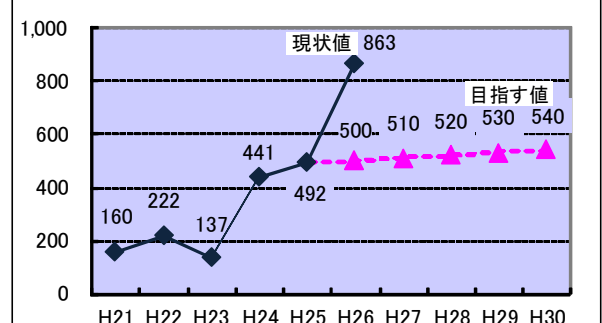
【この指標について】平成23年度に文化財の保護、施設の整備のために創設された生駒市歴史文化基金に伴い、設立された生駒の歴史文化愛好者団体の会員数。年間会費の一部は基金に積み立てられ1年ごとに更新していきます。(生涯学習課)

②1 生駒ふるさとミュージアムの来館者数[累計](人)



【この指標について】生駒ふるさとミュージアムの来館者総数(累計)。(生涯学習課)

②2 歴史文化系講座聴講者数(人)



【この指標について】1年間に市及び指定管理者が開催する歴史文化系講座の聴講者数。市の歴史や伝統文化を知る機会を増やし、市民の郷土意識の高揚を図ります。(生涯学習課)

※1 指定管理者:小分野1-(4)-②参照

小分野 2-(4)-③ スポーツ・レクリエーション

基本計画

4年後のまち

- ① 体力や年齢に関わらず、技術、興味、目的に応じて、生涯スポーツに親しむ市民が増えている。
- ② 子どもの体力・運動能力が向上している。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 積極的にスポーツイベントなどに参加する。
- ①2 スポーツサークルへの積極的な参加や、定期的な運動の機会をつくる。

市民2人以上でできること

- ①1 スポーツ等を始めるにあたって、地域におけるスポーツ推進委員に相談する。
- ①2 地域スポーツの推進と団体相互の交流活動を行う。

事業者でできること

- ①1 民間スポーツクラブなどのノウハウを活かして、地域に根ざしたスポーツ活動を推進する。
- ①2 専門家による地域へのスポーツ指導や交流を行う。

行政の4年間の主な取組

- ①1 市民や事業者のスポーツ・レクリエーション活動の現状等を把握し、興味や関心を持てる活動を見つけられる機会を設けます。(スポーツ振興課)
- ①2 スポーツの楽しさを知るためのきっかけとなるようなイベントを開催します。(スポーツ振興課)
- ①3 市民、事業者などが必要とする情報を、より簡単な方法で入手できるようなシステムを構築します。(スポーツ振興課)
- ①4 地域でスポーツ・レクリエーション活動が活発に行われるような組織づくり、環境づくりを行います。(スポーツ振興課)
- ①5 多様なニーズに対応した質の高いスポーツ指導者の育成や発掘を行います。(スポーツ振興課)
- ①6 総合型地域スポーツクラブ*1の推進に向けての啓発活動を行います。(スポーツ振興課)
- ①7 市民のスポーツ活動への参加を促進するため、総合型地域スポーツクラブの設立等への支援を行います。(スポーツ振興課)
- ①8 子どもから高齢者までが週1回以上、スポーツや運動に親しんでもらうため、市独自のニュースポーツを1競技以上設置します。(スポーツ振興課)
- ①9 スポーツ施設のバリアフリー**2化など市民がスポーツをしやすい環境づくりを進めます。(スポーツ振興課)
- ①10 サンヨースポーツセンターを市立の総合スポーツ施設として整備するとともに、生涯スポーツ活動の拠点施設として広く市民に開放します。(スポーツ振興課)
- ①11 事業者やNPO・総合型地域スポーツクラブとの連携による、効果的で楽しい健康ウォーキング・ハイキングなどを推進します。(スポーツ振興課) No.12
- ①12 生駒北スポーツセンターほかを活用したトップアスリートと触れ合えるスポーツイベントを積極的に開催します。(スポーツ振興課) No.55
- ②1 子どもの体力向上を目指すため、子どもを対象としたスポーツをするきっかけとなるような事業の充実を図ります。(スポーツ振興課)

小分野 2-(4)-③ スポーツ・レクリエーション

資料

現状と課題

市民のライフスタイルの変化によるスポーツニーズの多様化や、団塊世代の余暇時間の増加と近年の健康志向による生涯スポーツの需要が高まっていることから、必要とする活動の情報提供や団体間の交流を促し、市民が主体的に活動できる仕組みづくりが必要となっています。

一方、子どもたちについては、学校週5日制により自由時間が増えているものの、運動の機会が減少し、体力が低下していることから、地域のスポーツ・レクリエーション活動を活発化し、体力の向上とともに、豊かな社会性の形成を促す必要があります。また、子どもたちの体力向上について正しい認識を持つよう、市民意識の向上が求められます。

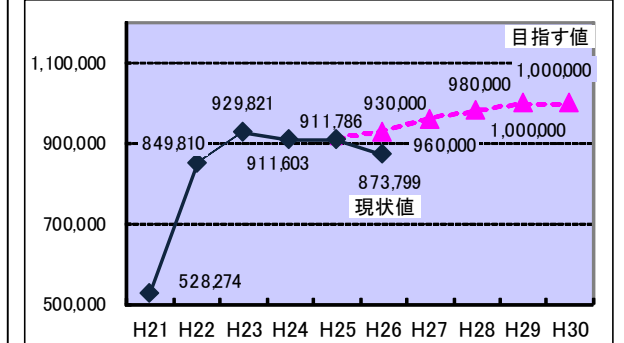
スポーツ施設の整備は進んでいますが、単発的・定型的なスポーツイベントやスポーツ教室などの開催に偏る傾向があり、その結果、参加者が固定化されたり、女性、高齢者、障がい者などの参加が困難であったりするため、地域住民の誰もが継続してスポーツ活動が可能となるよう、多様な種目を用意するとともに、指導者の登録、育成も必要です。

具体的な事業

- ①1 スポーツに関する情報の提供事業(スポーツ振興課)
- ①2 ファミリースポーツ紹介事業(スポーツ振興課)
- ①3 ホームページ等による情報発信事業(スポーツ振興課)
- ①4 スポーツリーダーバンク登録紹介事業(スポーツ振興課)
- ①5 スポーツ指導者育成・発掘事業(スポーツ振興課)
- ①6 総合型地域スポーツクラブ推進事業(スポーツ振興課)
- ①7 総合型地域スポーツクラブ設立支援事業(スポーツ振興課)
- ①8 生涯スポーツ支援事業(スポーツ振興課)
- ①9 体育施設整備事業(スポーツ振興課)
- ①10 北部スポーツタウン事業(スポーツ振興課)
- ①11 生駒山スカイウォークの開催(スポーツ振興課) No.12
- ①12 トップアスリートと市内総合型地域スポーツクラブ、市の連携事業の開催(スポーツ振興課) No.55
- ②1 子どもの体力向上事業(スポーツ振興課)

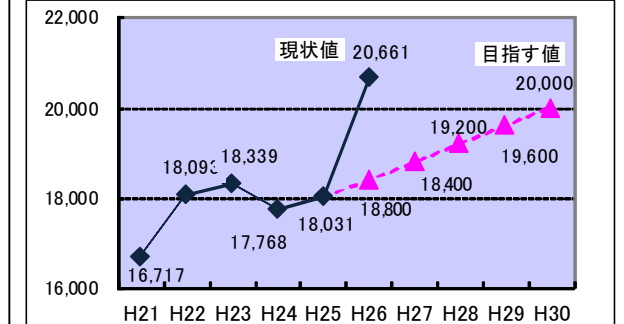
指標

①1 市内体育施設の利用者数(人)



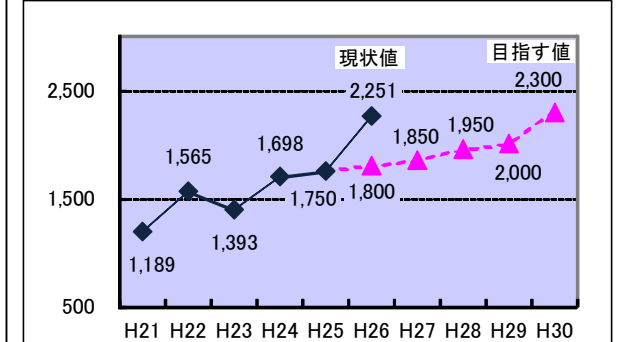
【この指標について】市内体育施設(体育館、グラウンド、テニスコート、プール等)の年間利用者数。過去の利用者数の推移を踏まえ、施設の利便性の向上に努めながら利用者の増加を目指します。(スポーツ振興課)

①2 市内各種スポーツイベントなどの参加者数(人)



【この指標について】市が主催する市民体育祭、市民体育大会、スポーツ教室などの参加者数。過去の参加者数の推移を踏まえ、平成29年度には10%程度の増加を目指します。(スポーツ振興課)

② 子どもを対象としたスポーツイベントなどの参加者数(人)



【この指標について】子どもの体力向上を目指すため、子どもを対象としたスポーツをするきっかけとなるような事業の充実を図ります。(スポーツ振興課)

*1 総合型地域スポーツクラブ: 地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。人々が、身近な地域でスポーツに親しむことを目的に、子どもから高齢者まで(多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)という特徴を持つ。

*2 バリアフリー(化): 高齢者や障がい者などが社会生活をしていく上で、障壁(バリア)となるものを取り除くこと。元々は建物内の段差の解消など、物理的障壁の除去という意味合いで用いられていたが、高齢者や障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁を取り除くという広い意味でも用いられる。

小分野 4-(2)-① 健康づくり

基本計画

4年後のまち

① 健診や地域の活動により、生活習慣病^{※1}の予防、改善が進み、元気で生きがいを持った市民が増えている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 健康や食、運動に関心を持つ。
- ①2 定期的に健康診査やがん検診を受診する。
- ①3 健康づくりに関連する自主活動グループに参加する。
- ①4 禁煙を心がける。

市民2人以上でできること

- ①1 健康づくりリーダー、サポーター、食育^{※2}推進リーダーとして、地域の健康の普及啓発に努める。
- ①2 地域内での健康に関する情報の共有、交換を行う。

事業者でできること

- ①1 健康づくりや食育の推進者として、知識・技術普及に向けた企画・運営を行う。
- ①2 質の高い健診や保健指導の提供を行う。
- ①3 メンタルヘルス^{※3}も含めた、職場の健康づくりを行う。

行政の4年間の主な取組

- ①1 特定健康診査^{※4}やがん検診についての情報提供の方法を工夫し、地域での受診意識等の向上を図ります。(国保医療課・健康課)
- ①2 特定健康診査・保健指導・各種検診(胃がん・乳がん・大腸がん・肺がん等)を実施します。(国保医療課・健康課)
- ①3 健康づくりリーダーやサポーターの育成と活動の場を提供します。(健康課)
- ①4 食育推進リーダーを育成し、地域での活動を推進します。(健康課)
- ①5 食育推進計画に基づき、食育推進を図ります。(健康課)
- ①6 ホームページ、広報紙、イベント、地域の回覧等で、健康や食、運動への知識や関心を高める情報発信を進めます。(健康課)
- ①7 食事・運動など生活習慣改善のための健康教室を実施します。(健康課)
- ①8 市民・地域活動・事業者が意見を交換できる機会を設けます。(健康課)

小分野 4-(2)-① 健康づくり

資料

現状と課題

食生活や健康管理に対して以前より関心が高まっていますが、年齢・性別・価値観により、健康・食育に対する意識に開きがあります。また、ライフスタイルの多様化により、それぞれのニーズも異なっています。

本市では健康づくりリーダーによる地域の健康づくりの活動は広まってきており、今後も市民が主体となった健康づくりの運動が拡充するように支援していく必要があります。

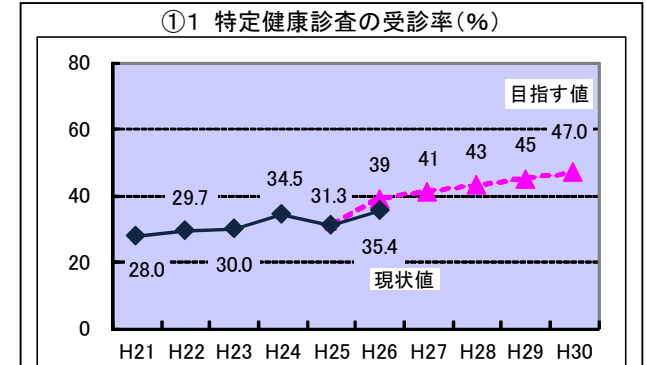
また、食生活の偏り、飲酒、喫煙習慣などによって生活習慣病が増加しているため、特定健康診査やがん検診による疾病の予防と早期の発見が必要です。

さらに、食や運動への関心を高めていくための継続的な啓発・取組が必要です。

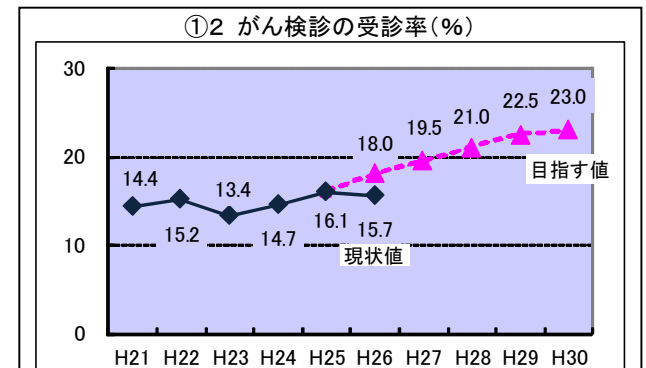
具体的な事業

- ①1 特定健康診査等推進事業(国保医療課)
個別通知、広報等による啓発事業(健康課)
- ①2 特定健康診査等推進事業(国保医療課)
各種がん検診事業(健康課)
- ①3 健康づくりリーダー養成事業(健康課)
- ①4 健康づくりリーダー養成事業(健康課)
- ①5 食育推進事業(健康課)
- ①6 福祉と健康のつどい(健康課)
- ①7 各種健康教室(健康課)
- ①8 食育ラウンドテーブル(健康課)

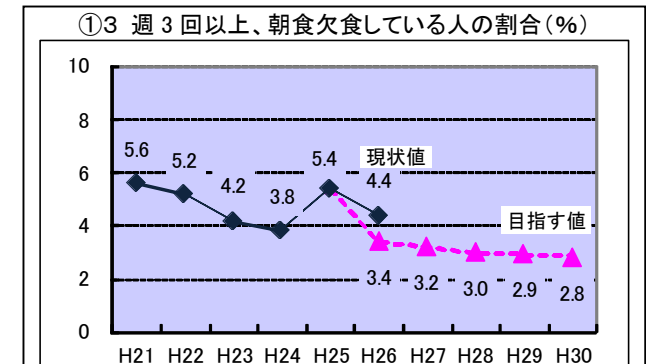
指標



【この指標について】メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健康診査の受診率。40～74歳国保加入者の受診者数/40～74歳対象者数。受診率の向上を目指します。(国保医療課)



【この指標について】市が実施主体であるがん検診の受診率。第2期健康いきこま21計画での目標30%(平成34年度)を目指します。(健康課)



【この指標について】特定健康診査質問票において「週3回以上朝食欠食している」と回答した人の割合。第2期生駒市食育推進計画の目標を基に、朝食を欠食する市民の割合の減少を目指します。(健康課)

※1 生活習慣病:食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症、進行に関与する疾患群で、がん、脳血管障害、心臓疾患、高血圧症、慢性気管支炎、肺気腫、脂肪肝、肝硬変、糖尿病も含まれる。
 ※2 食育:小分野2-(2)-②参照
 ※3 メンタルヘルス:心の健康のこと。
 ※4 特定健康診査:メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者や予備軍を減少させるため、40歳～74歳の被保険者等に行う健康診査。

小分野 4-(3)-①

医療 【重点分野】

基本計画

4年後のまち

- ① 地域の医療機関が連携し、市民が安心して暮らせる医療体制の整備が進んでいる。
- ② 緊急時、災害時において迅速かつ効率的な救急救命活動を行う体制が整っている。
- ③ 市立病院が開院され、市民への医療サービスが充実しているとともに、健全な病院経営が行われている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 かかりつけ医を持つなど、普段から健康管理に心がける。
- ①2 住んでいる地域の医療体制を把握する。
- ①3 医師から十分な説明を受け、自分が受ける医療の内容を理解することにより、医療に主体的に関わっていく姿勢を持つ。
- ②1 近くの開業医をかかりつけ医に持つなど、緊急時の対処が迅速に進められるように準備しておく。
- ③1 地域医療への関心を持ち、適正に受診する。

市民2人以上でできること

- ③1 市等が実施する地域医療に関する市民意識の啓発活動に協力する。

事業者でできること

- ①1 市医師会を中心に診療所・病院間の医療連携を推進する。
- ①2 医療機能等の情報をインターネット等で市民へ情報提供する。
- ①3 安心して受診できる医療サービスを提供する。
- ②1 市内診療所の在宅医療の支援及び夜間休日診療の促進を図る。
- ③1 病院の経営の効率化に努める。

行政の4年間の主な取組

- ①1 今後の高齢化の進展に対応した地域完結型医療の実現を目指し、地域の病院、診療所等及び介護施設・事業者との連携体制の強化を図ります。(病院建設課) No.2
- ①2 市内の救急医療体制等、地域医療に関する情報を提供します。(健康課)
- ①3 障がい者、ひとり親家庭、子どもを対象に、その健康を保持するため、医療費を助成します。(国保医療課)
- ①4 かかりつけ医を持つことを推奨します。(健康課)
- ①5 医療費適正化の取組を進めながら、子ども医療費の助成を中学校卒業まで拡大します。(国保医療課) No.32
- ②1 緊急時、災害時において、市、消防及び市医師会との協力・連携体制を確立し、負傷者等の迅速な救急救命活動を実施します。(健康課)
- ②2 望ましい救急外来の利用に関する知識の普及啓発を図ります。(健康課)
- ②3 大規模災害時に、市立病院において医療機能の確保、傷病者の救護、受入れに対応できるような緊急対応機能を整備します。(病院建設課)
- ③1 二次救急医療*1及び小児二次医療などの政策医療を担う地域の中核的な病院機能を整備します。(病院建設課)
- ③2 病院の管理運営に市民等の意見を反映させるため、市民や地域医療関係者を含めた、市立病院管理運営協議会を設置します。(病院建設課) No.1
- ③3 認知症、発達障害等市民ニーズの高い分野に関するセミナーや講演会を市立病院で開催します。(病院建設課) No.3

小分野 4-(3)-①

医療 【重点分野】

資料

現状と課題

現在、緊急時、災害時に救護の拠点となり、市役所や市内の医療機関と連携を密にすることのできる公的な医療機関がありません。また、本市では市内で夜間・休日に、二次救急に対応する病院が少ないため、奈良市内の病院を加えた5病院により救急輪番制が整えられているものの、救急搬送に時間を要することもあり、身近な地域で緊急時に確実に受けられる医療サービスの確保が求められています。加えて、市内には小児科の二次医療を担う病院が不足し、奈良県北和（注）小児科二次輪番制に参加する市内病院もない状況にあり、小児科の二次医療は市外の病院に依存していることから、市内に二次医療まで対応可能な小児医療を提供できる体制整備が必要です。

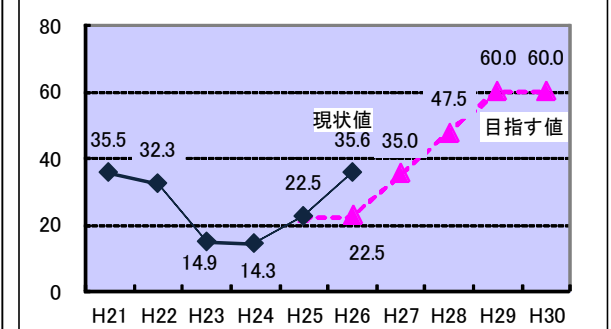
また、今後は、市立病院を拠点として市内・隣接市町の医療機関と連携した地域完結型の医療連携体制を構築することで、身近な地域で市民が必要とする安全で質の高い医療を提供できる体制を整備するとともに、超高齢社会における地域医療の充実のため、医療と介護の円滑な連携をも視野に入れた体制の構築が必要です。

具体的な事業

- ①1 市立病院整備事業（病院建設課）
（仮称）生駒市医療連携ネットワーク協議会設置（病院建設課）No.2
- ①2 休日夜間応急診療事業（健康課）
- ①3 福祉医療費助成事業（国保医療課）
- ①4 ホームページや広報紙での啓発（健康課）
- ①5 医療費適正化の取組（国保医療課）No.32
子ども医療費助成の拡大（国保医療課）No.32
- ②1 災害時における医療救護についての協定書に伴う事業（健康課）
- ②2 ホームページや広報紙での啓発（健康課）
- ②3 市立病院整備事業（病院建設課）
- ③1 市立病院整備事業（病院建設課）
- ③2 市立病院管理運営協議会の設置（病院建設課）No.1
- ③3 市立病院での認知症、発達障害等のセミナー等の開催（病院建設課）No.3

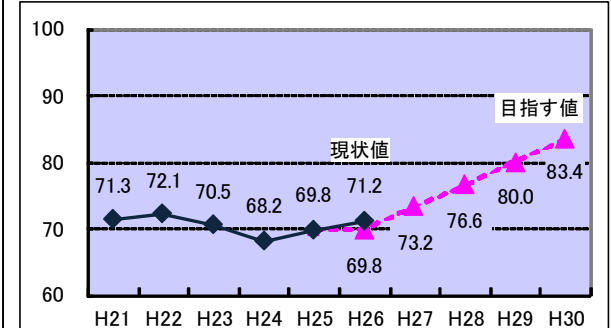
指標

① 小児科患者の市内救急搬送率(%)



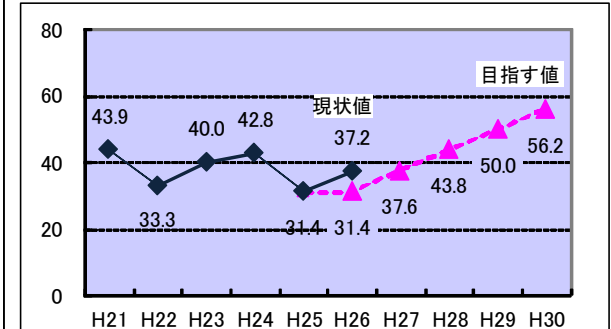
【この指標について】本市消防本部が小児科へ救急搬送した患者のうち市内医療機関の小児科へ救急搬送した割合。現状値が22.5%であり、病院開院後の平成30年度に60%を目指します。(病院建設課)
※市内医療機関には、西奈良中央病院及び奈良西部病院を含む。

② 市内救急搬送率(%)



【この指標について】本市消防本部が救急搬送した患者のうち市内医療機関へ救急搬送した割合。現状値が69.8%であり、病院開院後の平成30年度に83.4%を目指します。(病院建設課)
※市内医療機関には、西奈良中央病院及び奈良西部病院を含む。

③ 市内病院への入院割合(%)



【この指標について】国民健康保険レセプトデータによる入院患者数全体に占める市内病院に入院した患者の割合。現状値が31.4%であり、病院開院後の平成30年度に56.2%を目指します。(病院建設課)

※1 二次救急医療:「入院の必要がなく外来で対処しうる帰宅可能な患者」に対応する一次救急医療に対して、「入院治療を必要とする患者」に対応する機関のこと。二次救急医療では対応できない複数診療科にわたる特に高度な処置が必要、または重篤な患者への対応機関を三次救急医療と呼ぶ。

小分野 4-(4)-①

高齢者保健福祉

基本計画

4年後のまち

- ① 高齢者が介護予防への取り組みや社会参加を通じて、健康で生きがいを持って生活している。
- ② 高齢者が安心して、住み慣れた地域で暮らせる見守り体制が整っている。
- ③ 介護保険制度の運営が健全に維持され、個々の状態に応じた適正なサービスが提供されている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 早い時期から健康づくり、生きがいづくり、介護予防に積極的に取り組む。
- ①2 ボランティア活動・地域の活動に参加する。
- ②1 認知症について理解を深める。
- ②2 近隣とのつながりのある日常生活を営む。
- ③1 各制度や福祉・介護サービスに関心を持つ。

市民2人以上でできること

- ①1 地域で介護予防に関する各種活動に積極的に取り組む。
- ①2 助け合い、支え合いのある地域となるような働きかけを行う。

事業者でできること

- [一般事業者]
- ①1 高齢者の雇用を促進する。
- [福祉事業者]
- ③1 法令を遵守し、質の高いサービス提供を各事業者連携のもとに行う。

行政の4年間の主な取組

- ①1 **健康づくり・介護予防・認知症予防の取組として運動教室や講座を実施・継続・活性化するとともに、積極的な参加を促すための啓発を行います。(高齢施策課) No.13**
- ①2 介護予防が必要な高齢者の早期把握のため、生活機能評価を実施します。(高齢施策課)
- ①3 高齢者が生きがいをもって働ける場の拠点として、シルバー人材センターの一層の活用と機能強化に向けた支援を行います。(高齢施策課)
- ①4 地域福祉の担い手を養成します。(高齢施策課)
- ②1 **認知症サポーター養成講座等の実施により、認知症への理解を深め、認知症の方を地域で見守る体制を整え、安心して過ごせる環境づくりを進めます。(高齢施策課) No.11・No.14**
- ②2 地域包括支援センター※1を核として地域のネットワークづくりを行います。また、センターの効率的な運営を推進します。(高齢施策課)
- ②3 高齢者の緊急時の支援対策を行うとともに、緊急時に対応できるよう、地域や関係機関との連携により支援体制の充実を図ります。(高齢施策課)
- ②4 **高齢者の権利擁護の取組を推進します。(高齢施策課) No.16**
- ②5 **医療のほか、介護・福祉・住まい・交通・生きがいづくりなども織り込んだ「地域包括ケアシステム」の考え方を導入し、住みやすいまちづくりを行います。(高齢施策課) No.4・5**
- ②6 **生きいきカードに代わるより効果的な制度を検討し、高齢者の外出支援を行います。(高齢施策課) No.9**
- ②7 **認知症の初期集中対応が可能な仕組みづくりを行い、個別具体的なケアの実行を目指します。(高齢施策課) No.15**
- ③1 市民・地域団体・関係機関・事業者等に対し、介護保険制度に係る情報提供を行います。(介護保険課・高齢施策課)
- ③2 **介護関係の資格取得を目指す方の支援体制を整え、介護人材の確保と定着、そして、介護サービスの質と量の適正な確保に努めます。(介護保険課) No.6**
- ③3 介護保険制度の適正化事業を推進します。(介護保険課)
- ③4 介護事業者への適時適切な情報提供を行うとともに、資質の向上のため指導を充実します。(介護保険課)
- ③5 **介護保険事業計画に基づき、地域のニーズに応じた介護施設の基盤整備を図ります。(介護保険課) No.7**
- ③6 口座振替納付の推奨(介護保険課)
- ③6 介護保険料確保のため、口座振替納付の推奨など、納付しやすい環境づくりに努めます。(介護保険課)

小分野 4-(4)-①

高齢者保健福祉

資料

現状と課題

年々、高齢化率が高くなり、一人暮らし高齢者も増加する中で、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境や体制整備が必要です。

介護保険サービスを高齢者福祉の主要なサービスとして位置づけるとともに、今後高齢化による介護給付費の増大が予想されることから、介護予防事業など地域支援事業をさらに充実させるとともに、事業者の運営状況を把握し、適時・適切な指導を行うことにより、利用者への適切な介護サービスの提供を確保していく必要があります。

また、高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者の割合も高くなることから、地域における安心して生活を継続できるよう、認知症についての正しい知識を多くの市民が持ち、見守り体制を整備することが必要です。

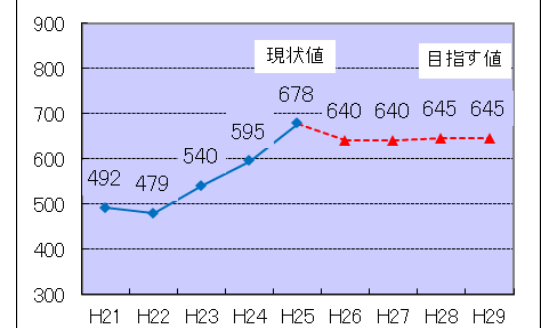
さらに、生きいきとした高齢期を送るためには、健康づくりなど自助への取組を促すほか、一人ひとりが生きがいを持って過ごせるための支援が必要であり、行政、市民、事業者、ボランティア組織の積極的かつ主体的な取組や情報の提供・共有が必要です。また、高齢者の就労に向けた条件整備、就業支援、相談を充実させる必要があります。

具体的な事業

- ①1 **介護予防事業の推進(高齢施策課) No.13**
脳のリフレッシュ教室・のびのび体操・ひまわりの集い(高齢施策課) No.13
- ①2 生活機能低下者把握事業(高齢施策課)
- ①3 シルバー人材センターへの支援(高齢施策課)
- ①4 地域ボランティア講座(高齢施策課)
- ②1 **認知症サポーター等養成事業(高齢施策課)**
徘徊高齢者模擬訓練の拡大(高齢施策課)
認知症地域支援推進員との連携による認知症施策(高齢施策課) No.11・No.14
地域ボランティア講座・同講座OB会、地域ねつとのつどい及び社協との連携強化(高齢施策課) No.11・No.14
世代間交流事業の充実(高齢施策課) No.11・No.14
認知症高齢者の新たな見守り活動(高齢施策課) No.11・No.14
- ②2 地域包括支援センター事業(高齢施策課)
- ②3 緊急通報システム(高齢施策課)
位置情報提供システム(高齢施策課)
（仮称）高齢者見守りネットワーク(高齢施策課)
ひとり暮らし高齢者調査(高齢施策課)
災害時要援護者避難支援事業(高齢施策課)
- ②4 高齢者虐待防止にかかる関係機関との連携(高齢施策課)
- ②5 **権利擁護センターの設置・運営(高齢施策課) No.16**
「地域包括ケアシステム」の構築推進(高齢施策課) No.4・5
- ②6 **生きいきカードに代わる施策を全庁で検討(高齢施策課) No.9**
- ②7 **認知症初期集中支援チーム組織化に向けた精神科医療機関との連携協議(高齢施策課) No.15**
- ③1 どこでも講座・窓口等での案内(介護保険課・高齢施策課)
- ③2 介護保険運営協議会の設置・介護保険事業計画の策定(介護保険課)
介護関係の資格取得等の支援制度検討(介護保険課) No.6
- ③3 医療との突合・給付費通知発送(介護保険課)
- ③4 事業所への実地調査(介護保険課)
- ③5 **グループホーム、認知症対応型デイサービスセンターを各1ヶ所開設、今後平成30年度までに5事業所を開設予定(介護保険課) No.7**
- ③6 口座振替納付の推奨(介護保険課)

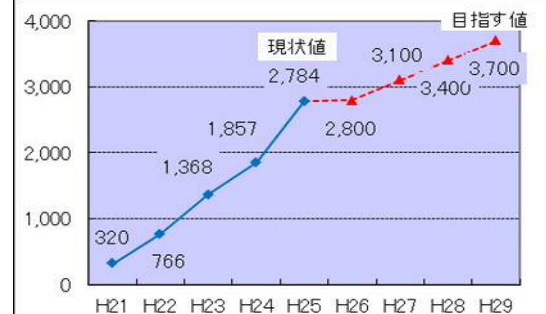
指標

① 介護予防等の事業実施回数(回)



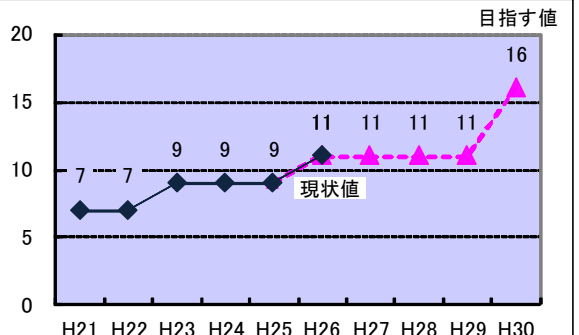
【この指標について】市、地域活動団体及び民間事業者による健康づくり、生きがいづくり、介護予防等の事業実施数(一次予防事業)。高齢者の増加を見込んで実施回数の増加を目指します。(高齢施策課)

② 認知症サポーター養成数(人)



【この指標について】認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を応援する人(サポーター)の養成数。引き続き、養成講座等を実施し、年間300人程度のサポーターを養成することを目指します。(高齢施策課)

③ 地域密着型サービス事業所数(箇所)



【この指標について】市内の地域密着型サービス事業所の数。要介護や要支援状態となっても可能な限り、住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるよう、地域密着型サービス事業所の整備を進めます。計画期間中にグループホーム、認知症対応型デイサービスセンター各1ヶ所の整備を目指します。(介護保険課)

※1 地域包括支援センター:小分野 4-(1)-①参照

基本計画

4年後のまち

- ① 市民が国民年金の制度を理解し、年金保険料を支払っている。
- ② 国民健康保険制度等の健全な運営が図られ、誰もが安心して医療を受けている。
- ③ 生活保護制度が適正に運用され、生活に困窮している方の自立支援、就労支援が行われている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 20歳以上の市民は年金制度に加入し、年金保険料を納付する。
- ② 1 医療保険等に加入し、保険料を納付する。また、健康管理や生活習慣の改善に心がけ、適切に医療機関を利用する。
- ② 2 ジェネリック医薬品*1を希望する。

市民2人以上でできること

- ② 1 地域において健康づくりを推進する。
- ③ 1 生活の安定と自立、自助を支援するため、民生委員や関係機関の協力を得ながら日常的な相談などの地域福祉活動を行う。

事業者でできること

- ② 1 従業員の年金受給権の確保、医療保険への加入に努める。
- ② 2 従業員の健康管理に配慮する。
- ② 3 ジェネリック医薬品を調剤するよう努める。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 国民年金保険料未納等により、「無年金者」または「低年金受給者」の増加が予想されることから、広報紙等による年金制度の周知・啓発を図ります。(高齢福祉課)
- ① 2 年金相談等については、専門的な知識をもった相談員(社会保険労務士)の配置や分かりやすいパンフレット等を作成し、相談体制の充実を図ります。(高齢福祉課)
- ① 3 年金制度改正や充実について国への要望を実施します。(高齢福祉課)
- ② 1 国民健康保険制度の給付内容や保険税負担など、周知・啓発の強化を図るとともに、医療費の適正化を進めていくための情報提供に努めます。(国保医療課)
- ② 2 国保保険税確保のため、口座振替納付の推奨など、納付しやすい環境づくりに努めます。(国保医療課)
- ② 3 個人及び地域において、健康づくりを推進していきけるような体制を整えます。(健康課・国保医療課)
- ② 4 事業者への適時・適切な情報提供を行い、指導の充実を図ります。(国保医療課)
- ③ 1 生活保護について、被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、それぞれの類型ごとに対応する個別の支援プログラムを策定します。また、これに基づき個々の被保護者に必要な支援を組織的に実施します。(保護課)

資料

現状と課題

将来「無年金者」または「低年金受給者」になる可能性のある人が増加しており、制度全体の見直しや将来に向け恒久的な年金制度の構築が望まれています。

また、現行の国民健康保険制度は、行き詰まっており、1市町村の努力では解決できないため、平成29年度目途として、都道府県単位の広域化が予定されています。

国民健康保険のサービスを安定的に提供するため、確実な保険料納付対策に加え、年々増加する医療費の実態について市民への情報発信とその適正化への取組が必要です。

公平な保険料を納付していただくためには、納付期限等の周知徹底を図り、確実な保険料納付につなげる必要があります。

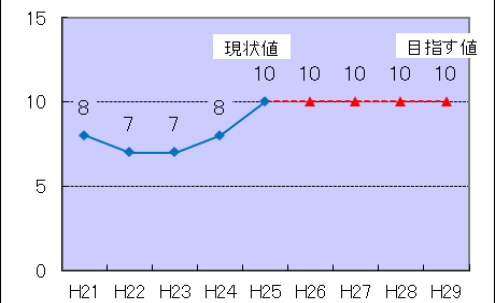
生活保護世帯については、倒産やリストラによる収入の減少、高齢、母(父)子、傷病、障がいによる要援護世帯の増加など、本市においても増加傾向にあります。これらの世帯が抱える問題には、経済的な援助はもとより、福祉、保健、医療をはじめとする様々な分野の施策が必要です。このため、関係機関との協力のもと、個々の世帯の実情に応じたきめ細かな対応がより一層重要となっています。

具体的な事業

- ① 1 国民年金制度の周知・啓発事業(高齢福祉課)
- ① 2 国民年金相談事業(高齢福祉課)
- ① 3 奈良県都市国民年金業務連絡協議会を通じた国への要望活動(高齢福祉課)
- ② 1 医療費適正化事業(国保医療課)
- ② 2 口座振替納付の推奨(国保医療課)
- ② 3 各種健康増進事業(健康課)
- 保健事業(国保医療課)
- ② 4 趣旨普及事業(国保医療課)
- ③ 1 生活保護受給者の自立支援(保護課)

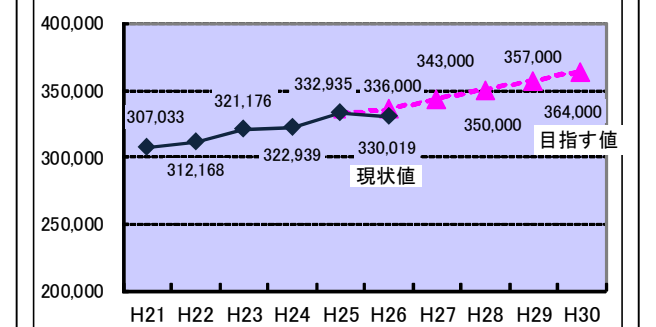
指標

① 国民年金制度についての啓発回数(回)



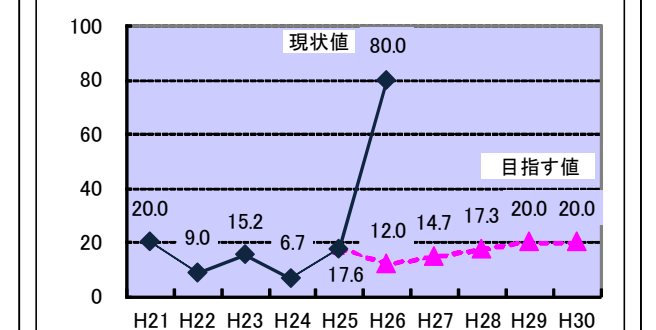
【この指標について】国民年金制度への理解を促し、確実な保険料納付につながるよう、国民年金制度の周知や保険料納付督促についての啓発を広報紙やホームページを媒体として定期的に行います。(高齢福祉課)

② 国保被保険者一人当たり医療費(円)



【この指標について】医療費(診療費を含む)/平均被保険者数。高齢化及び医療の高度化により増加していく傾向にありますが、国や県とともに進める医療費の適正化等により、現状の水準を維持することを目指します。(国保医療課)

③ 就労支援達成率(%)



【この指標について】厚生労働省の指導による取組であり、生活保護受給者の就労の度合いを示します。安定した収入を得て自立できるように、就労支援や指導を行います。(保護課)

※1 ジェネリック医薬品:厚生労働省が先発医薬品と同等と認めた医薬品。先発医薬品の特許満了後に、先発医薬品と同じ有効成分を同量含んでおり、(先発医薬品と)同等の効能や効果が得られる医薬品。先発品に比べ安価であるため、高騰し続けている医療費全体の削減や医療保険料(税)の抑制につながる。生駒市では、国民健康保険制度、市財政の健全化及び市民の医療費削減等を目的とし、平成24年2月から、全国で初めて「生駒市ジェネリック医薬品推奨薬局」の認定制度を開始するなど、ジェネリック医薬品普及推進事業を行っている。

小分野 4-(5)-①

障がい者保健福祉

基本計画

4年後のまち

- ① 障がい者が住み慣れた地域の中で、自立して生活している。
- ② 障がいのある人とない人が、互いに理解し、尊重し合う考えが広がっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ②1 障がい者や障がい特性の理解を深める。

市民2人以上でできること

- ①1 障がい者が、地域活動などに参加しやすい体制を整える。
- ②1 積極的にボランティア活動に参加するなど、地域でお互いに助け合う。
- ②2 地域生活に支援が必要な障がい者への見守りや、関係機関へ情報を提供する。

事業者でできること

【福祉事業者】

- ①1 地域ニーズに応じたサービスを提供する。
- ①2 障がい者の支援施設を整備する。

【一般事業者】

- ①3 障がい者の自立支援の一環として、就労機会を確保する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 関係機関と連携しながら、障がい者の雇用・就労の実態を踏まえ就労機会の拡大と雇用の安定を支援し、山麓公園の施設を就労支援施設として活用します。(障がい福祉課) No.22
- ①2 障がい者の支援施設の充実が図られるよう、支援します。(障がい福祉課) No.23
- ①3 障がい者の社会参加と自立生活を支援するため、地域生活支援事業の充実を図ります。(障がい福祉課)
- ①4 障がい者を支援する事業者が適切なサービスを提供できるようサポートします。(障がい福祉課)
- ①5 住民や事業者代表等の参加による自立支援協議会の運営により、地域の課題の協議やネットワークを構築します。(障がい福祉課)
- ①6 市民活動推進センターららポートとの連携を図ります。(障がい福祉課)
- ①7 障がい者が適切にサービスを利用できるよう、各種相談機関や福祉施設等における相談機能の充実を図るとともに、関係機関が連携した支援体制を整えます。(障がい福祉課) No.24
- ①8 個々の障がいの状態や家庭環境に応じて、障がい児や発達に遅れのある子どもの早期療育や相談体制の充実を図ります。(障がい福祉課)
- ①9 障がい者が子育てすることへの支援に取り組みます。(障がい福祉課)
- ②1 障害者週間やイベントなどの機会を通じて、障がい者を正しく認識し、理解するための啓発・広報活動に努めます。(障がい福祉課)
- ②2 障がい者の権利擁護のための取組を推進します。(障がい福祉課) No.16

小分野 4-(5)-①

障がい者保健福祉

資料

現状と課題

「措置制度」から「支援費制度」、「障害者自立支援法」と、障がい者への福祉サービスの制度が変遷する中、本市では、利用者の視点に立ったサービスの提供を目指し、障がい者が身近なところでサービスを利用できるよう取組を進めてきました。

平成25年4月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が施行され、障がい福祉サービスに加え、今後さらに、障がい者一人ひとりの状況に応じた支援を適切に総合的に行っていく必要があります。

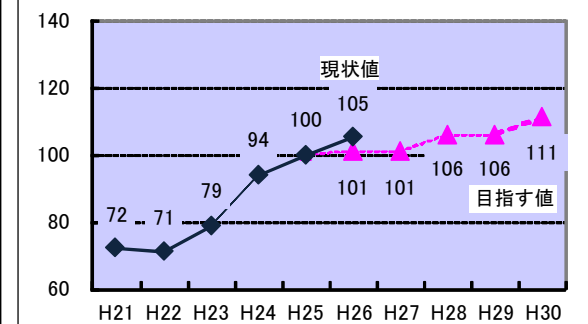
また、市民一人ひとりが障がいの有無にかかわらず、互いに尊重し合い、支え合う社会を築く考え方を広めていく必要があります。

具体的な事業

- ①1 障がい者優先調達推進法に基づく優先調達方針の策定(障がい福祉課)
障がい者の就労支援に係る授産品販売事業(障がい福祉課)
生駒山麓公園での就労支援施設の事業所指定(障がい福祉課) No.22
市役所や市内事業所での就労や職場体験の受入拡大(障がい福祉課・人事課) No.22
就労支援施設の誘致(障がい福祉課)
- ①2 障がい者福祉計画の策定(障がい福祉課)
グループホーム立地のニーズ調査(障がい福祉課) No.23
- ①3 地域生活支援事業の充実(障がい福祉課)
福祉センター事業の充実(障がい福祉課)
- ①4 サービス等利用計画作成マニュアルの作成や研修(障がい福祉課)
- ①5 障がい者地域自立支援協議会の運営(障がい福祉課)
- ①6 市民活動推進センターららポートとの連携(障がい福祉課)
- ①7 障がい者生活支援センターの運営(障がい福祉課)
強度行動障害者の事業所受入れ支援事業(障がい福祉課) No.24
- ①8 サポートブックの作成(障がい福祉課)
障がい児相談支援事業(障がい福祉課)
- ①9 障がい福祉サービスの支給決定(障がい福祉課)
- ②1 あいサポーター養成事業(障がい福祉課)
生駒市役所における障がい者職場体験受入事業(障がい福祉課)
- ②2 障がい者虐待防止事業(障がい福祉課)
成年後見制度推進事業(障がい福祉課)
権利擁護センターの設置・運営(障がい福祉課) No.16

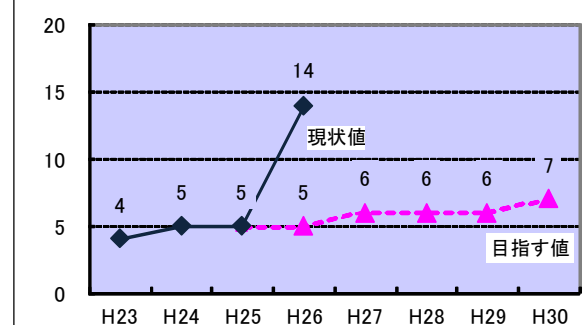
指標

① 市内の福祉サービスの事業数(箇所)



【この指標について】 市内にある福祉サービスの指定事業数。増加する障がい者数に対してサービス供給量を確保するため、事業所の増加を目指します。(障がい福祉課)

② 障がい者理解に向けた啓発事業の回数(回)



【この指標について】 講演会や相談会等の実施回数。障がい者に対する市民の理解を深めるとともに、住み慣れた地域における障がい者の生活支援の充実を図ります。(障がい福祉課)